

## 業務報酬基準・工事監理小委員会（第4回）議事次第

日時：平成19年8月22日（水）

13:30～15:30

場所：国土交通省4階特別会議室

### 1. 開会

### 2. 議事

- (1) 第3回業務報酬基準・工事監理小委員会議事要旨の確認について
- (2) 工事監理業務について
- (3) 業務報酬基準見直しの方向性について
- (4) その他

### 3. 閉会

#### <配付資料>

- 資料1 業務報酬基準・工事監理小委員会（第3回）議事要旨（案）
- 資料2 工事監理業務についての論点整理
- 資料3 業務報酬基準見直しの方向性について
- 資料4 業務報酬基準見直しの実態調査について

- 参考資料1 業務報酬基準・工事監理小委員会委員名簿
- 参考資料2 業務報酬基準・工事監理小委員会のスケジュール
- 参考資料3 業務報酬基準（建設省告示第1206号）と局長通達
- 参考資料4 社会資本整備審議会答申（抜粋）（業務報酬・工事監理部分）
- 参考資料5 完了検査申請書

## 業務報酬基準・工事監理小委員会（第3回）議事要旨（案）

日 時：平成19年6月22日（金）15:30～17:30

場 所：国土交通省合同庁舎3号館4階特別会議室

出席者：久保小委員長、秋山委員、大宇根委員、岡本委員、金箱委員、北委員

平野委員、古阪委員、牧村委員、松本委員、峰政委員、村上委員

## 〔議事要旨〕

- 前回議事要旨の確認を行った。
- 2名の委員より、業務報酬基準の見直し等に関し、論点整理のためのプレゼンテーションがあった。
- 国土交通省より、業務報酬基準見直しの方向性について論点整理の説明があった。
- これらに関し委員より、以下の発言があった（プレゼンテーションにおける意見も含む）。

## 《業務報酬見直し全般に関する》

- ・ 安い設計監理報酬を底上げすればよいという議論ではなく、建築設計・工事監理という業務内容について国民に理解を求め、それに見合う報酬を議論すべき。
- ・ 現行の報酬基準が必ずしも分かりやすいものとなっていないことから、建築主からは標準外の業務についてほとんど報酬を認められていない実態がある。
- ・ 設備設計に関しては報酬額を業務開始時に決めずに、業務が終わった段階で初めて交渉し、下請が当然不利になっている実態がある。

## 《標準業務内容及び標準外業務内容の見直し》

- ・ 工事監理業務の前提となる設計図書の完成度により、業務量が大きく影響を受けることから、この点についてきちんと議論すべき。
- ・ 設備業務に関し、省エネルギー計画書の作成、CASEの評価等の業務が、標準的な業務となりつつある。また、コンピューターの発展によりシミュレーション業務も大幅に増大している。
- ・ 標準業務内容は契約書（の雛形）と合わせることは非常にいい。S54年当時は、建築士の業務が大変たくさんあることを示すためにプロセスを示すような表現になっているが、現時点では、むしろ契約書に合わせる方がよい。

## 《工事監理業務の見直し》

- ・ 工事監理の報酬はごくわずかであり、品質確保のための工事監理を行うためには、追加的作

業という位置付けで費用が加算できるようにすべき。

- ・（上記発言に対し、）建築士法の工事監理が付加的な業務になるのはおかしく、むしろ、本質的な業務と捉える必要。
- ・ 現行の報酬基準における工事監理の中には、設計意図の具体化と品質管理という異なる機能がある。これについて整理を行わなければ、本来工事監理に支払われる報酬が、設計意図の具体化に限定され、品質管理が十分に行われないことが懸念される。
- ・ 設計については今般、専門分化した制度設計が行われているが、工事監理については行われていない。工事監理における専門分化について、小委員会で議論を行い、報酬基準に反映されるかどうか等について検討する必要がある。
- ・ S 5 4 年当時は設計者が工事監理を行っている実態を前提に標準業務を整理しているが、第三者による工事監理も増えていることを前提に見直しを行うべき。

#### 《建物用途等の見直し》

- ・ 現行の報酬基準の建物用途類型は、工場の高性能化、住居系の高層化等に対応しきれていない。

#### 《略算式の見直し》

- ・ 工事費により標準人日を算定する方式が現実に即さなくなっている。建物の種類と同時に面積・グレードに応じ対応できるよう工夫すべき。
- ・ 設計・工事監理それぞれの業務の段階ごと、例えば建築確認時までにどれだけの人日を要するのかを示す方が建築主にとっても理解しやすい。
- ・ 設計行為は高度な知識・経験で情報を生産する創造的な行為。その業務量は人・日ではなく、人・時で示すべきではないか。
- ・ 専門分化に対応して、構造、設備のみならず、意匠、統括といった役割についても、業務量を区分できないか検討してほしい。

#### 《その他》

- ・ 近年、改修工事が増加しており、この設計・工事監理の業務内容を調査し、業務報酬が適正になるよう検討する必要。
- ・ 建築士事務所の賠償責任保険は、アメリカでも破綻事例があるなど、様々な問題を抱えており、団体等でよく調査する必要。

## 工事監理業務についての論点整理

### [建築士法の定義]

- 工事監理とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認すること（士法第2条第6項）。
 

(注1) 設計図書とは、「建築物の建築工事実施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書（士法第2条第5項）」をいう。

(注2) 一定規模以上の建築物に関し、その者の責任において、①設計図書を作成すること、②工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認することが建築士の独占業務。
- 工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、当該工事施工者がこれに従わないとときは、その旨を建築主に報告する（改正後の士法第18条第3項）。

### [告示1206号（業務報酬基準）における定義]

- 「工事監理等」として人日を算出している。

#### (1) 工事監理

- ①設計意図を施工者に正確に伝えるための業務
  - ・施工者との打合せ
  - ・図面の作成（スケッチ等であり、実施設計の延長と考えられる図書は含まないと注記。）
- ②施工図等を設計図書に照らして検討及び承諾する業務
  - ・施工図の検討及び承諾
  - ・模型、材料及び仕上げ見本の検討及び承諾

- ・建築設備の機械器具の検討及び承諾

③工事の確認及び報告

- ・工事が設計図書及び請負契約に合致するかどうかの確認及び建築主への報告
- ・工事完了検査及び契約条件が遂行されたことの確認

④工事監理業務完了手続き

- ・契約の目的物の引き渡しの立会い
- ・業務完了通知書及び関係図書の建築主への提出

(2) 工事の契約及び指導監督（略）

[工事監理業務の課題]

1) 告示 1206 号に内在する課題

- 告示 1206 号に定める「工事監理等」に基づく業務（工事監理等の名目で報酬をもらい行っている業務内容）においては、

①建築士法で定める狭義の工事監理

②工事監理に付随する業務（工事の契約及び指導監督）

③「図面の作成」を拡大解釈した実施設計の延長線上の設計行為（さらに本来追加業務として行うべき設計変更もある）

が混在している実態があるのではないか。

- 限られた「工事監理等」の業務報酬のなかで、現実的に（優先的に）必要とされる②、③の業務が優先され、結果として、狭義の工事監理が残されたわずかな報酬で可能な範囲でしか行われていない実態が相当数あるのではないか。

（注）なお、これとは別に建築主が工事監理の必要性を理解せず、十分な報酬を支払わず、結果として十分な工事監理がなされていない状況もあると思われる。

2) 設計者側の実務上の課題

- 設計図書には、①建築主の要求を満たした上で、②法適合性に加えて、③施工の妥当性（合理性）が求められ、これらの条件を満たした設計図書があれば、工事

施工者はこれに基づき施工が可能となり、工事監理者は、「工事と設計図書を照合」することが可能となる。

- しかしながら、現実には、工事着手時点で、建築主の要求や法適合性は満たしているものの、施工の妥当性を満たしていない設計図書が多く、この結果として工事段階でも設計行為（検討不十分の設計行為の詰めの作業、設計行為のやり直し等（工事施工者が行っている場合もある））が行われており、十分な工事監理が行えないひとつの要因となっているのではないか。

#### [今後の検討の方向性]

##### 1) 告示 1206 号の見直し（業務内容）

- 現在の告示 1206 号に定める「工事監理等」について、分解し、整理をし直す。
  - ①建築士法で定める狭義の工事監理
    - 「工事監理」として業務量を算出。
  - ②工事監理に付随する業務（工事の契約及び指導監督）
    - 「工事の契約及び指導監督」として業務量を算出。
  - ③「図面の作成」を拡大解釈した実施設計の延長線上の設計行為（さらに本来追加業務として行うべき設計変更もある）
    - 設計業務の一部として組み込み、「設計」として業務量を算出。
    - 設計変更については、追加業務として明確化する。
- 併せて、「設計」の標準業務とは、建築主の要求や法適合性のみならず、施工の妥当性も満たした設計図書の作成（完成・完備された設計図書の作成）と位置づけ、これに不十分な設計図書を作成する場合については業務量を補正する仕組みとする。

##### 2) 告示 1206 号の見直し（業務量）

- 告示 1206 号改訂にあたっては、例えば、別添の「工事監理業務のモデル」を参考に、こういった業務内容を適切な頻度（抽出率、照合する部位等）で行った場

合の工事監理の業務量を実態調査し、これをもとに標準業務量を定める（適切な頻度は具体的には規定せず、実態の平均値としての業務量を定めることとなる）。

3) 工事監理のマニュアル（ガイドライン）の作成

- また、告示 1206 号の見直しを踏まえ、概ね適切と思われる頻度（抽出率、照合する部位等）、具体的な照合方法の詳細等について、マニュアル（ガイドライン）を定める。

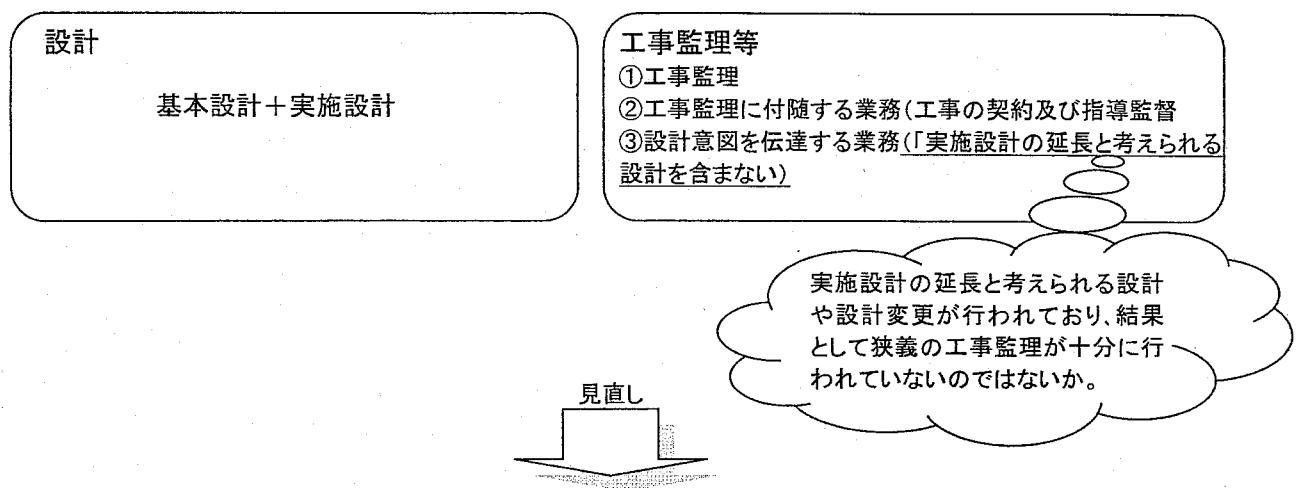
4) 中間検査・完了検査申請書における工事監理の状況報告の充実

- さらに、こうした工事監理（前述の「工事監理業務のモデル」等を参考にした水準の工事監理）が行われることを前提に、建築基準法の適合性を確保する観点から、中間検査・完了検査の際に提出される工事監理の状況報告書の記載を充実させることを検討する。

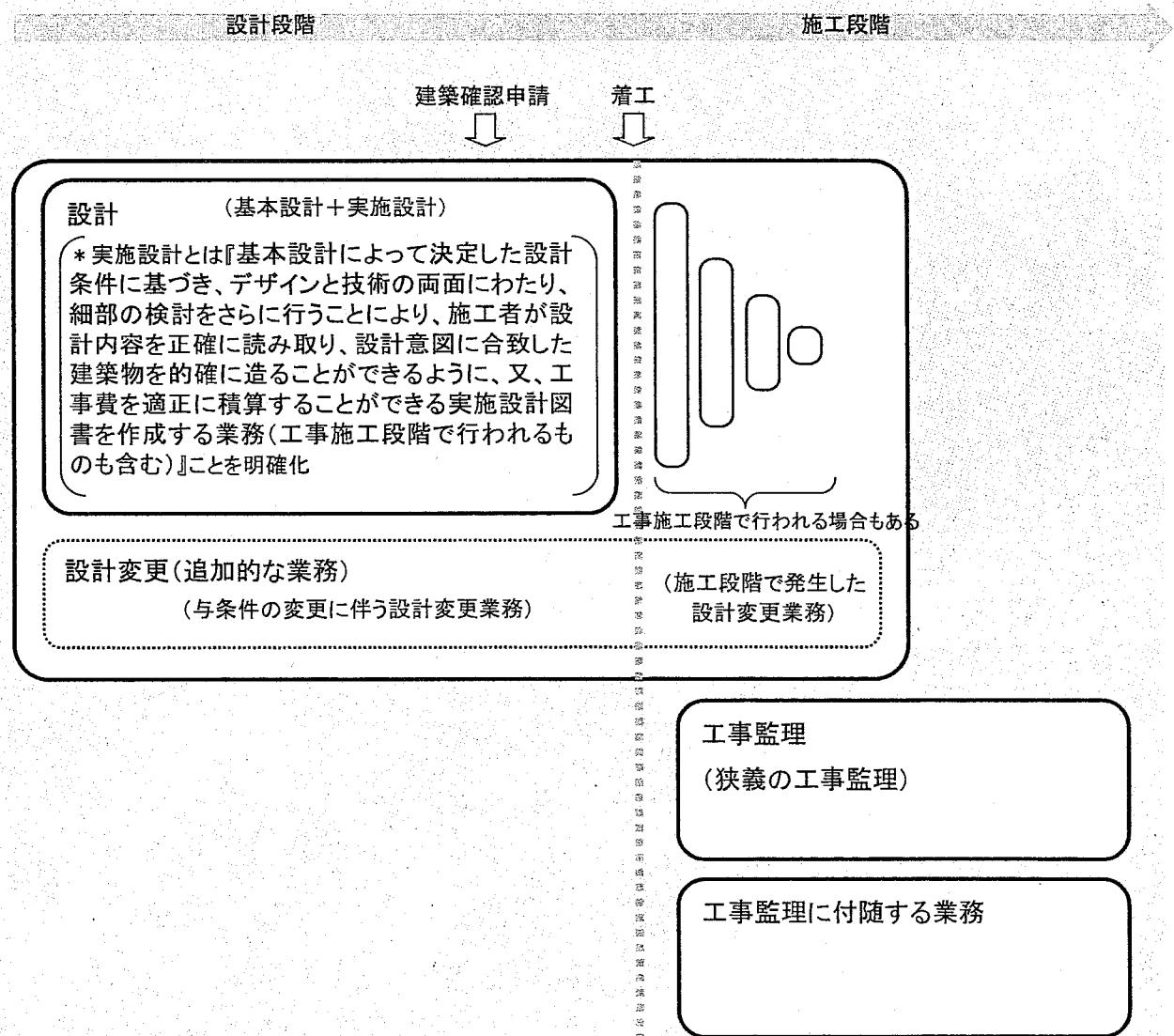
5) その他の見直し

- 加えて、
  - ・ 建築士試験内容の見直しに際し、工事監理に関する出題を増加させる
  - ・ 建築士受験資格における実務経験見直しに際し、工事監理に資する実務を位置づける
- 等を検討する。

■現在の告示1206号の構成



■見直しの方向



## 付1. 工事監理業務のモデル

(建築士の行なう工事監理基本原案調査報告書 昭和54年3月)

工事区分	項目	施 工 管 理		備 考
		工事監理要領	工事監理内容	
① 設計図書	設計図書に連絡する内容	施工管理要領	設計図書の説明(特に設計上重要な事項), 設計図書の延長回答	設計者との打ち合わせ
※(工事施工体制)	施工計画書(安全・衛生・近隣公害への考慮)、総合工事基準類の作成(開通工事への調整), 施工内訳明細書、工事着手届、現場代理人員、主任技術者届、現場員配置届、下請リスト等	施工計画書(安全・衛生・近隣公害への考慮), 総合工事基準類(開通工事への調整), 見舞内訳明細書、工事着手届、現場代理人員、主任技術者届、現場員配置届、下請リスト等	施工計画書(安全・衛生・近隣公害への考慮), 総合工事基準類(開通工事への調整), 見舞内訳明細書、工事着手届、現場代理人員、主任技術者届、現場員配置届、下請リスト等	建築主へ提出
① 工事期間中の業務	総合打ち合わせ会	部分工程、各工事間の調整	打ち合わせ会議室、打ち合わせ会議室の作成	着工時に工事監理に関する業務の実行方式について確認
官 兵	検 査	中間検査、竣工検査	官公庁手続、検査立ち会い	中間検査、竣工検査
※(工事費請求)	出来高、工事内容、検査、打ち合わせ内容	報告書の作成	出来高、工事内容、検査、打ち合わせ内容	建築主へ提出
竣 工 檢 査	社内、工事監理者、建築主	報告書の作成	報告書の受理	建築主へ提出
引き渡し関係書類	出来高検査書、請求書	書類の作成	書類の受理・確認	建築主へ提出
引き渡し書類	竣工検査票、竣工届、引き渡し書	書類の作成	竣工検査票、竣工届、引き渡し書	建築主へ提出
引 き 渡 し	重要図書、取り扱い説明書、録、機品	引き渡し書	引き渡し立会い	建築主へ提出
監理業務完了報告書	受け渡し書	――	――	――
※(設計変更)	設計変更見積書	設計変更見積書の作成	設計の作成・提出	建築主と打ち合わせ、設計図書、指示書
施 工 計 画	仮設計図面(敷地境界、仮囲い、ベンチマーク、足場、揚重機、仮設工事施工計画書の作成)	仮設計図面(敷地境界、仮囲い、ベンチマーク、足場、揚重機、仮設建物、仮設動力等)、安全・衛生・近隣公害対策、隣接工事との調整	仮設計図面の受理・助言の受理	建築主へ提出
仮設工事	位置、高さ(設計G・Lとの関係)、梁道方法(沈下・移動防護)、建築基準線と敷地境界線との距離・角度、建物の大きさ・方位	位置、高さ(設計G・Lとの関係)、梁道方法(沈下・移動防護)、建築基準線と敷地境界線との距離・角度、建物の大きさ・方位	検査立ち会い・確認の受理	周辺構築物(沈下・移動のない物)に予備のベンチマークを設けておく
仮 備	位置、高さ(設計G・Lとの関係)、梁道方法(沈下・移動防護)、建築基準線と敷地境界線との距離・角度、建物の大きさ・方位	位置、高さ(設計G・Lとの関係)、梁道方法(沈下・移動防護)、建築基準線と敷地境界線との距離・角度、建物の大きさ・方位	検査立ち会い・確認の受理	周辺構築物(沈下・移動のない物)に予備のベンチマークを設けておく
仮 围 イ 足 場	高さ(設計G・Lとの関係)、柱芯、壁芯、敷地境界線との関係、遠方検査	高さ(設計G・Lとの関係)、柱芯、壁芯、敷地境界線との関係、遠方検査	高さ(設計G・Lとの関係)、柱芯、壁芯、敷地境界線との関係、遠方検査	周辺構築物(沈下・移動のない物)に予備のベンチマークを設けておく
施 工 計 画	〔仮囲い〕敷地境界線との関係、耐風対策、第三者侵入防止対策	〔仮囲い〕、足場検査	〔仮囲い〕工法、構造計算、施工図(建築外壁線・柱・梁との関係), 施工管理計画	周辺の地盤沈下防止の対策
④ 土 工 事	〔足場〕耐風対策(壁つなぎ)、沈下対策、飛来落下防止対策	〔足場〕耐風対策(壁つなぎ)、沈下対策、飛来落下防止対策	〔根切り〕工法、施工図(山止め工事との関係)	〔根切り〕工法、施工図(山止め工事との関係)
施 工 計 画	〔山止め〕工法(排水工法・無振動工法の必要性有無)、構造計算、計測管理計画(山止壁の変形、切りばり軸力、周辺地盤の沈下等)、施工図(平面、断面、建築外壁線・柱・梁との関係)	〔山止め〕工法(排水工法、排水管の有無)、水位測定計画	〔排水〕工法、施工図(山止め工事との関係)	〔排水〕工法、施工図(山止め工事との関係)
山 止 め	井戸との関係、施工図、水位測定計画	井戸との関係、施工図、水位測定計画	井戸との関係、施工図、水位測定計画	井戸との関係、施工図、水位測定計画

注:※( )の項目は、本章で取り扱う工事監理業務ではないが、参考として一応記載した。

(四) 準

工事区分		監理に関する内容		施工管理要領	工事監理要領	工事監理内容	管理者
④ 土工事	根切り	基準高からの深さ、平面形状、根切り底の土質確認（直接基礎の場合、支柱地盤の有無確認）、根切り面のドライワーキングの場合は、支持地盤の有無確認	根切り検査	検査立ち会い、確認、根切り深さの有無の有無の指示	基準高からの深さ、平面形状、根切り底の土質確認（直接基礎の場合、支柱地盤の有無確認）、根切り深さの変更検討	根切りの確認、根切り深さの有無の有無の指示	検査立ち会い、確認、根切り深さの変更の有無の指示
施 工	計 画	工程表、杭配置図、試験坑位置、施工順序、精度管理方法、杭頭処理方法、安全・公害対策、（既成坑）杭打ち工法（打設工法、無振動無騒音工法）、セメントミルクの調合、杭の積み降し・貯蔵・運搬、起工式と起工の儀式の実施、支持力の算定法、（場所打ち杭）掘削方式、安定度の調合と管理方法、スライムの処理方法、鉄筋かごの組み立て・運込み・継手方法、コンクリートの調合と打ち込み方法	埋め戻し、盛土	埋め戻し、盛土検査	埋め戻し、盛土、繊維状況	埋め戻し、盛土	埋め戻し、盛土検査
施 工	業 者 選 定	経歴書、施工実績、溶接工の資格	施工業者調査・選定	施工業者の調査・選定	経歴書、施工実績、溶接工の資格	施工業者の選定	施工業者の選定
⑤ 地 工 事	杭 材 料	〔既成坑〕木材の規格、JISマーク、径と長さ、製造年月日	杭材料の検査、検査記録	〔既成坑〕杭材の規格、JISマーク、径と長さ、製造年月日	〔既成坑〕杭材の規格、JISマーク、径と長さ、製造年月日	〔既成坑〕杭材の規格、JISマーク、径と長さ、製造年月日	〔既成坑〕杭材の規格、JISマーク、径と長さ、製造年月日
試 驗	机 械	〔場所打ち杭〕鉄筋の規格、径・長さ、コンクリートのスランプ数、打設時間	杭頭の検査、検査記録の作成	〔場所打ち杭〕鉄筋の規格、径・長さ、コンクリートのスランプ数、打設時間	〔場所打ち杭〕鉄筋の規格、径・長さ、コンクリートのスランプ数、打設時間	〔場所打ち杭〕鉄筋の規格、径・長さ、コンクリートのスランプ数、打設時間	〔場所打ち杭〕鉄筋の規格、径・長さ、コンクリートのスランプ数、打設時間
本	杭	〔既成坑〕最終打ち止り深さ（柱状図の支持層との限界）、支承力の算定（打撃エネルギー、最終貫入量）、打撃回数、打設時間	本杭施工の検査、施工記録の作成	〔既成坑〕最終貫入量、リバウンド量、推定支持力、杭体破損の有無、継手の密接管理	〔既成坑〕最終貫入量、リバウンド量、推定支持力、杭体破損の有無、最終貫入量、最終支持力、杭体破損の有無	〔既成坑〕最終貫入量、リバウンド量、推定支持力、杭体破損の有無	〔既成坑〕最終貫入量、リバウンド量、推定支持力、杭体破損の有無
工	事	〔場所打ち杭〕孔径、深さ、崩壊の有無、安定後の管管理、（杭頭部の洗き上げ防止）、コンクリートの打設管理（トレーミー管の挿入深さ、コンクリートホールド）、（ボリューム等）	本杭施工の検査、施工記録の作成	〔場所打ち杭〕孔径、深さ、崩壊の有無、安定後の管管理、（杭頭部の洗き上げ防止）、コンクリートの打設管理（トレーミー管の挿入深さ、コンクリートホールド）、（ボリューム等）	〔場所打ち杭〕孔径、深さ	〔場所打ち杭〕孔径、深さ	〔場所打ち杭〕孔径、深さ
載 荷 試 験	計 画	載荷装置、載荷方法、試験坑・反力坑の位置	載荷試験計画書の作成	載荷装置、載荷量、載荷方法、試験坑・反力坑の位置	載荷装置、載荷量、載荷方法、試験坑・反力坑の位置	載荷装置、載荷量、載荷方法、試験坑・反力坑の位置	載荷装置、載荷量、載荷方法、試験坑・反力坑の位置
載 荷	試 験	時間、載荷量、杭頭部の沈下、降伏荷重、支持力の算定	載荷試験の実施、試験記録の作成	降伏荷重、極限荷重、支持力	降伏荷重、極限荷重、支持力	降伏荷重、極限荷重、支持力	降伏荷重、極限荷重、支持力
杭 頭 处 理	方 法	切り指え位置、弱りによる杭体破壊防止、差避中へのアンカーフラット、地盤の検査	杭頭処理の検査	基盤中へのアンカーフラット	基盤中へのアンカーフラット	基盤中へのアンカーフラット	基盤中へのアンカーフラット
直 接 基礎 の 地 埼	地 材	突き固め具合、水平度	地盤の検査	地盤の検査	地盤の検査	地盤の検査	地盤の検査
⑥ 地 基	コンクリート施工図	層高、スパン、基礎・柱・梁・床板・壁等の位置寸法、開口部の位置寸法、貫通孔・埋め込み器具・アンカーボルト・インサート・差し筋の位置寸法、防水施工の仕様、外壁伸縮目地の位置寸法、屋根床板の勾配、木レンガの位置、建築図（仕上げしら）・構造図（必要断面）・設備図（配管、ダクト、機器）との照合による増し打ち・断面欠損・幅体位置変更等の有無検討	杭工図の受領・承諾、施工面・位置変更の有無の指	階高、スパン、基礎・柱・梁・床板・壁等の位置寸法、開口部の位置寸法、貫通孔・埋め込み器具・アンカーボルト・インサート・差し筋の位置寸法、防水施工の仕様、外壁伸縮目地の位置寸法、屋根床板の勾配、木レンガの位置、建築図（仕上げしら）・構造図（必要断面）・設備図（配管、ダクト、機器）との照合による増し打ち・断面欠損・幅体位置変更等の有無検討	杭工図の受領・承諾、施工面・位置変更の有無の指	杭工図の受領・承諾、施工面・位置変更の有無の指	杭工図の受領・承諾、施工面・位置変更の有無の指
型 構 事 施 工 計 画	工 事	型枠材料、剝離材、型枠構成方法、存置期間、解体順序、転用計画	型枠工事施工計画書の作成	型枠工事施工計画書の作成	型枠工事施工計画書の作成	型枠工事施工計画書の作成	型枠工事施工計画書の作成

工事区分	工事項目	施工管理		施工管理要領
		工事監理要領	監理内容	
⑥ 蜂 篠	配筋要領図	基礎・柱・梁・床版・壁等の鉄筋種別・径・長さ・位置・間隔 ・本数・継手位置、継手長さ、ペンド位置、定着長さ、フック の形状、被り、開口、貫通孔通りの補強筋の径・長さ・本数・ 柱と梁取合部(バネルゾーン)等重要部位の配筋納まり	配筋要領図の作成	配筋要領図の作成
	コンクリート工事施工計画	(調合)設計基準強度、調合強度、セメントの種類、骨材の 種類・粒径・比重、有害試分の対策、混和剤の種類 と混入時期、計画開会表(スランプ、水セメント比 ・単位水量、単位セメント量、骨材量、混合剤量等) 〔打ち込み〕各階打設量、ポンプ機能と台数、打ち込み順序、 打ち込み高さ、締め固め方法、打ち継ぎ位置、養生 方法	コンクリート工事施工計画書の作成	〔調合〕調合強度、有害成分の対策、計画開会表 〔打ち込み〕締め固め方法、打ち継ぎ位置、養生方法
	〔試験〕JIS表示許可の有無、製造能力、管理能力(主 任技術者の有無、その他)、輸送時間	〔試験〕JIS表示許可の有無、製造能力、管理能力(主 任技術者の有無、その他)、輸送時間	〔試験〕JIS表示許可の有無、 〔調合〕調合強度、有害成分の対策、計画開会表 〔打ち込み〕締め固め方法、打ち継ぎ位置、養生方法	〔試験〕JIS表示許可の有無、 〔調合〕調合強度、有害成分の対策、計画開会表 〔打ち込み〕締め固め方法、打ち継ぎ位置、養生方法
	〔試験〕JIS規格証明書、試験記録 (型・伸)品質、形状、断面	〔試験〕JIS規格証明書、試験記録 (型・伸)品質、形状、断面	〔試験〕JIS規格証明書、試験記録 (鐵筋)JIS規格証明書、試験記録 (型材)品質の検査	〔試験〕JIS規格証明書、試験記録 (鐵筋)JIS規格証明書、試験記録 (型材)品質の検査
	配筋	鉄筋・位置・間隔・本数・定着位置と長さ、継手の位置と長 さ、被りとスベーサー位置、スターラップ、フープの位置と形 状、ペンド位置、フックの形状、差筋・補強筋の位置と本数、 結束と保持	配筋検査	検査立ち会い・確認 (抜き取り)
	〔圧接〕圧接工の資格、圧接面の処理、圧接位置、コアの形 状	〔圧接〕圧接工の資格、圧接面の処理、圧接位置、加熱時間、 コアの形状	〔圧接〕圧接工の資格、圧接面の処理、圧接位置、コアの形 状	〔圧接〕圧接工の資格、圧接面の処理、圧接位置、コアの形 状
	引つ張り試験	引つ張り強度(切断部位)	試験記録の作成	試験記録の作成
	墨出し	墨出し検査	墨出し検査	墨出し検査
	型材	〔組み立て〕組立て解体検査	〔組み立て〕基準・柱・梁・床版の位置と寸法	〔組み立て〕基準・柱・梁・床版の位置と寸法
	工事	〔組み立て〕組立て解体 床版の位置と寸法、フォームタイ・棒木の断面寸法 と間隔、支柱の位置、水平つなぎ、筋違い、型枠足 元の固定、埋め込み金物の取り付け位置、スリーブ、 木レンガの取り付け位置、型枠内の清掃	〔解体〕存置期間 〔解体〕存置期間	〔解体〕存置期間
⑦ 鉄骨工事	コンクリート打ち込 み	〔解体〕内側の清掃と脱水、コンクリートの締め固め、鉄筋の乱れ防 止、打ち込み後の養生、打ち継ぎ処理	コンクリート打ち込 み	〔解体〕内側の清掃と脱水、コンクリートの締め固め、鉄筋の乱れ防 止、打ち込み後の養生、打ち継ぎ処理
	コンクリート試験	スランプ、空気量の測定、軽量コンクリートの比重測定、テス トビース探取、圧縮強度試験	試験記録の作成	試験記録の作成
	打ち上りコンクリ ート	表面状態・補修カ所・補修方法 コンクリートの検査、 補修方法の決定	コンクリートの検査、 補修方法の決定	コンクリートの検査、 補修方法の決定
	製作工場選定	経歴書、施工実績、工場規模、所有設備、生产能力、管理能力、 溶接工、製品運搬経路	製作工場の調査選定	製作工場の調査選定
	工場製作要領	製作工程、管理体制、鋼材、高力ボルト、溶接棒の種別と使用 部位、現寸要領、加工・組み立て方法、溶接方法、各種検査要 領、防止措置、記号	工場製作要領書の作成	工場製作要領書の作成
	材料	鋼材、高力ボルトのJIS規格証明書、試験記録 ・強度	証明書、試験記録の作成	証明書、試験記録の作成

工事区分	工事項目	工事監理に関する内容		施工管理要領	工事監理内容		備考	
		工事監理要領	試験立ち会い・確認		溶接姿勢、溶接部の目視・非破壊試験曲げ・引っ張り試験	溶接姿勢、溶接部の目視・非破壊試験曲げ・引っ張り試験		
鉄骨工事	溶接工技量付加試験 (溶接部の重要度が高い場合)	建物の基準線と鉄骨基準線との関係、スパン・階高等の基準寸法、柱・梁・筋違い等の位置と断面寸法、縫手位置と部材間のクリアランス、アンカーボルトの材種・径・長さ・位置・本数、高力ボルトの材種・径・本数・ボルト孔の径・間隔・へりあき、溶接記号と溶接部の形状・寸法、接合部の詳細寸法、鉄筋貫通孔の位置・径、鉄筋配管貫通孔・コンクリート充填孔の位置・形状・寸法・補強、他の工事(内外装・道具等の下地との取り合い)との関連、キャンバーの大きさ、各部材の使用材種、部材記号	工作図の作成	建物の基準線と鉄骨基準線との関係、スパン・階高等の基準寸法、柱・梁・筋違い等の位置と断面寸法、縫手位置と部材間のクリアランス、アンカーボルトの材種・径・本数、ボルト孔の径・間隔・へりあき、溶接記号と溶接部の形状・寸法、接合部の詳細寸法、鉄筋貫通孔の位置・径、鉄筋配管貫通孔・コンクリート充填孔の位置・形状・寸法・補強、その他工事(内外装・道具等の下地との取り合い)との関連、キャンバーの大きさ、各部材の使用材種、部材記号	仕上げ工事・設備工事との関連および仮設金物の取り付け等について確認する	溶接姿勢、溶接部の目視・非破壊試験曲げ・引っ張り試験		
	工作図の受理・承諾	工作図の受理・承諾	工作図と照合	工作図と照合	工作図と照合	工作図と照合	工作図と照合	
	現寸図 (必要力場のみ)	現場用と現寸図用のステールテープ照合、建物基準線と鉄骨基準線との関係、スパン・階高等の基準寸法、柱・梁・筋違い等の位置と断面寸法、縫手位置と部材間のクリアランス、アンカーボルトの材種・径・本数・ボルト孔の径・間隔・へりあき、溶接記号と溶接部の形状・寸法、接合部の詳細寸法、鉄筋貫通孔の位置・径、鉄筋配管貫通孔・コンクリート充填孔の位置・形状・寸法・補強、他の工事(内外装・道具等の下地との取り合い)との関連、キャンバーの大きさ、各部材の使用材種、部材記号、現寸図作成力所	現寸検査	現場用と現寸図用のステールテープ照合、建物基準線と鉄骨基準線との関係、スパン・階高等の基準寸法、柱・梁・筋違い等の位置と断面寸法、縫手位置と部材間のクリアランス、アンカーボルトの材種・径・本数・ボルト孔の径・間隔・へりあき、溶接記号と溶接部の形状・寸法、接合部の詳細寸法、鉄筋貫通孔の位置・径、鉄筋配管貫通孔・コンクリート充填孔の位置・形状・寸法・補強、その他工事(内外装・道具等の下地との取り合い)との関連、キャンバーの大きさ、各部材の使用材種、部材記号、現寸図作成力所	現場用と現寸図用のステールテープ照合、建物基準線と鉄骨基準線との関係、スパン・階高等の基準寸法、柱・梁・筋違い等の位置と断面寸法、縫手位置と部材間のクリアランス、アンカーボルトの材種・径・本数・ボルト孔の径・間隔・へりあき、溶接記号と溶接部の形状・寸法、接合部の詳細寸法、鉄筋貫通孔の位置・径、鉄筋配管貫通孔・コンクリート充填孔の位置・形状・寸法・補強、その他工事(内外装・道具等の下地との取り合い)との関連、キャンバーの大きさ、各部材の使用材種、部材記号、現寸図作成力所	現場用と現寸図用のステールテープ照合、建物基準線と鉄骨基準線との関係、スパン・階高等の基準寸法、柱・梁・筋違い等の位置と断面寸法、縫手位置と部材間のクリアランス、アンカーボルトの材種・径・本数・ボルト孔の径・間隔・へりあき、溶接記号と溶接部の形状・寸法、接合部の詳細寸法、鉄筋貫通孔の位置・径、鉄筋配管貫通孔・コンクリート充填孔の位置・形状・寸法・補強、その他工事(内外装・道具等の下地との取り合い)との関連、キャンバーの大きさ、各部材の使用材種、部材記号、現寸図作成力所	現場用と現寸図用のステールテープ照合、建物基準線と鉄骨基準線との関係、スパン・階高等の基準寸法、柱・梁・筋違い等の位置と断面寸法、縫手位置と部材間のクリアランス、アンカーボルトの材種・径・本数・ボルト孔の径・間隔・へりあき、溶接記号と溶接部の形状・寸法、接合部の詳細寸法、鉄筋貫通孔の位置・径、鉄筋配管貫通孔・コンクリート充填孔の位置・形状・寸法・補強、その他工事(内外装・道具等の下地との取り合い)との関連、キャンバーの大きさ、各部材の使用材種、部材記号、現寸図作成力所	現場用と現寸図用のステールテープ照合、建物基準線と鉄骨基準線との関係、スパン・階高等の基準寸法、柱・梁・筋違い等の位置と断面寸法、縫手位置と部材間のクリアランス、アンカーボルトの材種・径・本数・ボルト孔の径・間隔・へりあき、溶接記号と溶接部の形状・寸法、接合部の詳細寸法、鉄筋貫通孔の位置・径、鉄筋配管貫通孔・コンクリート充填孔の位置・形状・寸法・補強、その他工事(内外装・道具等の下地との取り合い)との関連、キャンバーの大きさ、各部材の使用材種、部材記号、現寸図作成力所
	製品	鉄骨業者の社内検査結果確認、各部材の加工精度(倍高・部材長さ・材断面・出口の寸法・水平・垂直・角度、曲り・ねじれ・まくらの有無)、溶接部目視検査(アンダーカット・ビット・オーバーラップ・ビードの不整・すみ肉の脚不足・突き合わせの余盛り不足・われ・クレーター・スラグ除去不良の有無)溶接部非破壊検査(プローホール・溶け込み不足・われ・スラグ巻き込み等の有無)、高力ボルト摩擦面の処理、各種貫通孔の位置と寸法、銷止め塗装、部材記号	製品検査 検査記録の作成	鉄骨業者の社内検査結果確認、各部材の加工精度(倍高・部材長さ・材断面・出口の寸法・水平・垂直・角度、曲り・ねじれ・まくらの有無)、溶接部目視検査(アンダーカット・ビット・オーバーラップ・ビードの不整・すみ肉の脚不足・突き合わせの余盛り不足・われ・クレーター・スラグ除去不良の有無)溶接部非破壊検査(プローホール・溶け込み不足・われ・スラグ巻き込み等の有無)、高力ボルト摩擦面の処理、各種貫通孔の位置と寸法、銷止め塗装、部材記号	寸法精度と仕上げの程度の確認	寸法精度と仕上げの程度の確認	寸法精度と仕上げの程度の確認	
	計画書の受理・承諾	計画書の受理・承諾	計画書の受理・承諾	計画書の受理・承諾	地方順序、アンカーボルトのセット方法、越方補強方法、本締めボルトの施工と検査方法、現場溶接の施工と検査方法	地方順序、アンカーボルトのセット方法、越方補強方法、本締めボルトの施工と検査方法、現場溶接の施工と検査方法	地方順序、アンカーボルトのセット方法、越方補強方法、本締めボルトの施工と検査方法、現場溶接の施工と検査方法	
	現場施工計画	[建方計画] 建方工程、速方重機、速方順序、搬入計画、アンカーボルトのセット状況、ベースモルタルの材料・大きさ・水平度・強度、鉄骨製品の検査、柱・梁の位置と方向、仮締めボルトの本数、建方足場、安全・公害対策 [現場溶接] 現場溶接の施工と検査方法	現場施工計画書の作成	現場施工計画書の作成	速方検査 速方補強、盃み直し方法、盃み直し定規	速方検査 速方補強、盃み直し方法、盃み直し定規	速方検査 速方補強、盃み直し方法、盃み直し定規	
	連絡	一方 アンカーボルトのセット状況、ベースモルタルの材料・大きさ・水平度・強度、鉄骨製品の検査、柱・梁の位置と方向、仮締めボルトの本数、建方足場、安全・公害対策 一方 摩擦面の處理、締め付き継ぎのキャリプレーション、ボルトの締め付け順序、80%締め付けのマーク、本締め後のトルク値	連絡	連絡	アンカーボルトのセット状況、柱・梁の位置と方向、仮締めボルトの本数、速方補強、盃み直し、速入れ測定	アンカーボルトのセット状況、柱・梁の位置と方向、仮締めボルトの本数、速方補強、盃み直し、速入れ測定	アンカーボルトのセット状況、柱・梁の位置と方向、仮締めボルトの本数、速方補強、盃み直し、速入れ測定	
	現場溶接	溶接部の清掃、ルート間隔、基面と材、エンドタブの材質・形状・取付記述、溶接部の種類と保証、溶接作業発生、溶接部目視検査(アンダーカット・ビット・ビードの不整・すみ肉の脚不足・突き合わせの余盛り不足・われ・スラグ除去不良の有無)溶接部非破壊検査(プローホール・溶け込み不足・われ・スラグ巻き込み等の状況)	現場溶接検査 検査記録の作成	現場溶接検査 検査記録の作成	溶接部目視検査(アンダーカット・ビット・オーバーラップ・ビードの不整・すみ肉の脚不足・突き合わせの余盛り不足・われ・クレーター・スラグ除去不良の有無)溶接部非破壊検査(プローホール・溶け込み不足・われ・スラグ巻き込み等の状況)	溶接部目視検査(アンダーカット・ビット・オーバーラップ・ビードの不整・すみ肉の脚不足・突き合わせの余盛り不足・われ・クレーター・スラグ除去不良の有無)溶接部非破壊検査(プローホール・溶け込み不足・われ・スラグ巻き込み等の状況)	溶接部目視検査(アンダーカット・ビット・オーバーラップ・ビードの不整・すみ肉の脚不足・突き合わせの余盛り不足・われ・クレーター・スラグ除去不良の有無)溶接部非破壊検査(プローホール・溶け込み不足・われ・スラグ巻き込み等の状況)	

工事区分		工事監理に関連する内容		施工管理要領	
工事項目	工事監理の実施	工事監理の実施	工事監理の実施	工事監理の実施	工事監理の実施
⑥ 施工要領書	構造、寸法、割り付け、控え壁、開口部・貫通部の位置・構造、施工図の作成 基礎・軸体との定着	1日の積み上げ高さ、検査要領(次項「検査」の内容に同じ)	施工要領書の作成	施工図の受理・承諾 施工要領書の受理・承諾	材料、寸法、割り付け、柱・梁・開口部・貫通部の位置・構造、 軸体との定着
⑦ 施工要領書	補強筋・定着筋、最上段の充填モルタル	取り付け、モルタル充填、検査要領(次項「検査」の内容に同じ)	施工図の作成 検査・確認	施工図の受理・承諾 施工要領書の受理・承諾	材料、寸法、割り付け、柱・梁・開口部・貫通部の位置・構造、 軸体との定着
⑧ 施工要領書	充填	取り付け、モルタル充填、検査要領(次項「検査」の内容に同じ)	施工図の作成 検査・確認	施工図の受理・承諾 施工要領書の受理・承諾	材料、寸法、割り付け、柱・梁・開口部・貫通部の位置・構造、 軸体との定着
⑨ 施工要領書	充填	取り付け金物、補強筋、充填モルタル、シーリング、溶接部	検査・確認	施工図の受理・承諾 施工要領書の受理・承諾	材料、寸法、割り付け、柱・梁・開口部・貫通部の位置・構造、 軸体との定着
⑩ 施工要領書	養生、乾燥度(必要により計測)	木材固定、軸体との取り付け、差し入れ、補強金物、防腐・防虫	施工図の作成 検査・確認	施工図の受理・承諾 施工要領書の受理・承認	木材ごとの防水保護層、下地との納まり(防水層貫通部、防水層立ち上り部、防水端部、出隅・入隅部、シーリング部、エクスパンション部、ドレン等取り付け部、伸縮目地部など)
⑪ 施工要領書	重要部位・重要作業ごとの工法・養生・検査要領(次項「検査」の内容に同じ)	施工要領書の作成	施工要領書の受理・承認	施工記録の受理・確認 施工記録の受理・確認	重要部位・重要作業ごとの工法・養生・検査要領(次項「検査」の内容に同じ)
⑫ 施工要領書	下地	下地の平坦度・水勾配・乾燥・作業面および周辺環境の清潔程度	下地検査	下地の平坦度・水勾配・乾燥・作業面および周辺環境の清潔程度	
⑬ 施工要領書	防水層施工と仕上げ	出隅・入隅部、立ち上り部、端末部、取り付け品まわり、防水層貫通部、シーリング部、目地部	防水層検査	出隅・入隅部、立ち上り部、端末部、取り付け品まわり、防水層貫通部、シーリング部、目地部	
⑭ 施工要領書	防水層の漏れ	漏れ試験	漏水試験	漏水層の漏水	必要により水張り試験
⑮ 施工要領書	剥り付け、張りしきる、出隅・入隅部、目地、緊結方法、取り付け金物、防護	施工図の作成 施工要領書の作成	施工記録の受理・確認 施工記録の受理・確認	施工記録の受理・確認 施工記録の受理・確認	施工要領書の作成
⑯ 施工要領書	取り付け手順、養生、検査要領(次項「検査」の内容に同じ)	施工要領書の作成	施工要領書の作成	施工要領書の作成	施工要領書の作成
⑰ 施工要領書	目違い、取り付け緊結方法、養生	検査・確認	施工要領書の作成	施工要領書の作成	施工要領書の作成
⑱ 施工要領書	割り付け、張りしきる、出隅・入隅部、目地、伸縮目地、特殊部材の取り付け金物	施工図の作成 施工要領書の作成	施工要領書の作成	施工要領書の作成	施工要領書の作成
⑲ 施工要領書	張り上り、目地	検査・確認(抜き取り)	施工要領書の作成	施工要領書の作成	施工要領書の作成
⑳ 施工要領書	主要部(軒・棟・けらば・谷)、壁・柱などの取り付け、仕上げ材・下地材の軸体への取り付け、防音・防食・シーリング	施工図の作成 施工要領書の作成	施工要領書の作成	施工要領書の作成	主要部(軒・棟・けらば・谷)、壁・柱などの取り付け、防音・防食・シーリング
㉑ 施工要領書	主要部の強度、漏水防止上の作業手順	検査・確認	施工要領書の作成	施工要領書の作成	施工要領書の作成
㉒ 施工要領書	主要部の強度、漏水防止、防音・防食上の要点	施工図の作成 施工要領書の作成	施工要領書の作成	施工要領書の作成	施工要領書の作成
㉓ 施工要領書	部材寸法、部材相互・軸体との固定、防音・防食	施工要領書の作成	施工要領書の作成	施工要領書の作成	施工要領書の作成
㉔ 施工要領書	取り付け手順、表面処理・養生方法	施工要領書の作成	施工要領書の作成	施工要領書の作成	施工要領書の作成
㉕ 施工要領書	防音・防食(下地共)、取り付け、養生	検査・確認	施工要領書の作成	施工要領書の作成	施工要領書の作成

工事区分	項目	施工監理に関連する内容		施工管理要領	工事監理	監理内容	備考
		工事監理要領	施工図の作成				
施 工	工 図	縫型など特殊部分、異種下地との接合部	施工図の作成	施工図の受理・承諾	施工図の受理・承諾	縫型など特殊部分、異種下地との接合部	
① 左官工事	施工要領書	特殊部分の施工手順、材料、養生方法、検査要領(次項「検査」)	施工要領書の作成	施工図の受理・承諾	施工図の受理・承諾	目視による	
検 査	查	下地清掃、調整・乾燥状態	検査・確認	施工図の受理・承諾	施工図の受理・承諾	取り付け方法	
施 工	工 図	寸法、形状、材料、ガラス、付属金物、取り付け方法	施工図の作成	施工図の受理・承諾	施工図の受理・承諾	取り付け方法	
① 木製工事	検 査	寸法、形状、達入れ	検査・確認	施工図の受理・承諾	施工図の受理・承諾	取り付け金物との取り合い、幅体との取り合い	
施 工	工 図	寸法、形状、材料、ガラス、付属金物、取り付け金物との取り合い、補強、防錆、防食、シーリング	施工図の作成	施工要領書の受理・承諾	施工要領書の受理・承諾	幅体との取り付け方法、検査要領	
① (金属)工具等	施工要領書	幅体との取り付け方法・手順、養生方法、検査要領(次項「検査」の内容に同じ)	施工要領書の作成	施工要領書の受理・承諾	施工要領書の受理・承諾	防水性能、取り付け部材	
工具等	製 品 檢 査	部材・内法寸法、溶接ひずみ、表面仕上げ、防水性能、取り付け部材	製品検査・確認(抜き取り)	検査記録の作成	検査記録の作成	防水性能、取り付け方法	目視による
工具等	取 り 付 け 檢 査	幅体との取り付け、防水性能、達入れ、開閉作動、養生	検査・確認	施工図の受理・承諾	施工図の受理・承諾	幅体との取り合い、接合部の取り合い、シーリング	特に隙間密着への追加性、漏水に対する対応に注目
工具等	施 工	寸法、形状、材料、取り付け金物、幅体との取り合い、接合部の取り合い、シーリング	施工図の作成	施工要領書の受理・承諾	施工要領書の受理・承諾	幅体との取り合い、接合部の取り合い、シーリング	特に隙間密着への追加性、漏水に対する対応に注目
工具等	製 作 要 領 書	製作工程、管理体制、形体、配筋、コンクリート強度、取り付け金物、検査要領(次項「製品検査」の内容同じ)	製作要領書の作成	製作要領書の受理・承諾	製作要領書の受理・承諾	製作工程、管理体制、形体、配筋、コンクリート強度、取り付け金物、検査要領	製作工程、管理体制、形体、配筋、コンクリート強度、取り付け金物、検査要領
工具等	製 品 檢 査	寸法、鉄筋被覆、表面仕上げ	製品検査・確認(抜き取り)	検査記録の作成	検査記録の作成	寸法、鉄筋被覆、表面仕上げ	寸法、鉄筋被覆、表面仕上げ
工具等	施 工	幅体との取り付け方法・手順、養生方法、検査要領(次項「取り付け検査」の内容に同じ)	施工要領書の作成	施工要領書の受理・承諾	施工要領書の受理・承諾	幅体との取り付け方法、検査要領	施工要領書の受理・承諾
工具等	取 り 付 け 檢 査	幅体との取り付け、防水性能	検査・確認	施工要領書の受理・承諾	施工要領書の受理・承諾	幅体との取り合い	目視による
ガラス	施 工	他部材との取り付け方法、特殊工法の手順、養生方法	施工要領書の作成	施工要領書の受理・承諾	施工要領書の受理・承諾	他部材との取り付け方法	目視による
ガラス	取 り 付 け 檢 査	取り付け、納まり	検査・確認	施工要領書の受理・承諾	施工要領書の受理・承諾	取り付け方法	目視による
工具等	施 工	下地処理、材料工法、養生方法	施工要領書の作成	施工要領書の受理・承諾	施工要領書の受理・承諾	施工要領書の作成	施工要領書の受理・承諾
工具等	検 査	下地の清掃、乾燥状態、凹凸程度、平滑度、仕上がり	検査・確認	施工要領書の受理・承諾	施工要領書の受理・承諾	下地の清掃、乾燥状態、凹凸程度、平滑度、仕上がり	施工要領書の受理・承諾
その他	工事	その類似の項目区分に準じてその都度定める。					

(注)

1. このモデルは工事監理業務のうち、人命と運動の主要性能にかかわる欠陥の防止(ただし設備関係を除く)に主眼を置いて作成されたものであって、仕上りの良し悪しに關するもの等については触れていない。

2. このモデルで想定した過物は、鉄筋コンクリート等又は鉄骨造の中層、延べ面積は、1,000 ~ 3,000 m<sup>2</sup>、事業所、住宅等を用意とする標準的なもので、これ以外の場合は当然内容に概説がおりうる。

3. このモデルで想定した工事監理の形態は非常駐監理で、これ以外の場合は当然内容に概説がおりうる。このモデルは「工事監理」業務と、それに専念する施工者による「施工監理」業務を左右対照に記載してある。同一項目で「施工監理」欄に記載がある、「工事監理」欄が——になつているものは、その項目については「工事監理」欄に記載がある。

4. 検査・確認となるもののうち、特に専門的な技術を必要とするものについては、原則として各部門の専門技術者がこれにおあたることが望ましい。

6. 鉄骨工事の工作図等、下請業者に作成させるものも総合請負業者の責任において作成されるとの前提に立つている。

7. 「工事監理要領」欄に受理・検査とある項目については、「施工管理要領」欄提出・要請等の字句があるべきであるが、これを省略している。

8. 検査・立ち合い等で「抜き取り」と記載したもの以外は全数を想定している。

9. 施工計画書等について、「工事監理内容」欄の項目にくらべ「工事監理」欄の項目が多いものがあるが、これは前者が重複検討項目を示したもので、施工計画書等には後者に記載されている項目がすべて記されているべきだとの前提に立っている。

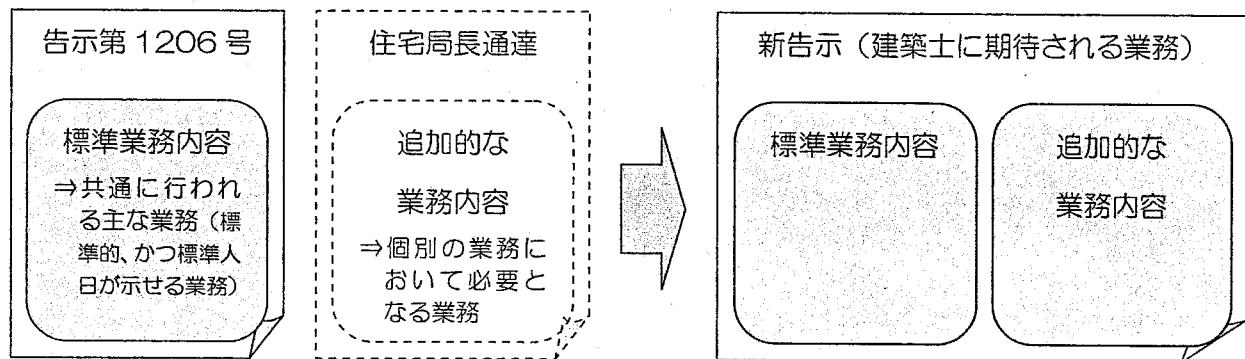
## 業務報酬基準見直しの方向性について

### [基本的考え方について]

1. 業務報酬基準の実効性を高める観点から、「建築主が容易に理解できる業務報酬基準体系とすること」を基本とする。

### [告示の見直しについて：標準業務内容]

2. 告示 1206 号と住宅局長通達を融合させ、人・日略算表の対象となる「標準業務」と対象とならない「追加的な業務」(の例示) を明記する。



### 【現行】

- 告示の中で標準業務内容が、通達の中で追加的な業務内容が明記。
- 通達の存在があまり知られておらず、追加的な業務が社会に認識されていない状況。

→ この結果として、設計変更等の追加的な業務が業務報酬に反映されていないとの不満の声が多い。

### 【見直しの方向性】

- 現在の告示と通達を融合させ、新告示の中で、標準業務内容と追加的な業務内容を明記。

3. 四会契約約款・業務委託書との整合を図りつつ、告示の標準業務内容を修正する（契約書と報酬基準における標準業務の整合を図る）。併せて、追加的な業務の例示についても修正する。

《参考1（素案）参照。》《参考2（工事監理について詳述した素案）参照。》

---

[告示の見直しについて：建築物の用途等による類別、人・日略算表]

---

4. 人・日略算表において、人・日に影響を与える要素に何があり、どう組み合わせることが適切かについて、以下の方向で整理を行う。

- 1) 建築物の用途等による類別について 《参考3参照。》《参考4参照。》

- 戸建住宅を除き3類型となっている現行の類別について、そもそも施設類型（15程度）ごとにサンプルを抽出し、実態調査を行い、その後、意匠・構造・設備の建物規模（床面積）に応じた業務量の挙動が概ね一致するものを、同じ類別として整理を行う。
- そのうえで、意匠・構造・設備それぞれの実情に応じた補正を行えるよう、考え方を示す。

- 2) 工事費の別を床面積の別に改めることについて 《参考5参照。》

- どういった類の建築物について標準的な業務量を示しているかを明確にするため、人・日の根拠となる建築物のイメージを補正要素に基づき、示す。

- 3) 構造・設備を区分して示すことについて 《参考5参照。》

- ・ 設計・工事監理ともに、意匠・構造・設備に分割した業務量を示す。
- ・ 意匠をさらに、（狭義の）意匠と総括（統括）業務に分割することについては、実態調査を踏まえ、検討する。

---

[工事監理業務の充実について]

---

5. 工事監理業務に関し、一定水準の工事監理（建築基準法で対象としている事項以外も含めた工事監理）業務を前提として、標準的な業務内容とその場合の人・日を告示 1206 号に定める。
6. また、告示の実効性を高めるとともに工事監理業務の適正化を図るため、この水準（告示 1206 号に標準的な業務内容として定める水準）の工事監理を行うためのガイドラインを作成する。さらに、建築基準法における中間検査・完了検査申請の際に添付される工事監理の状況報告について、建築主事等の立場から充実させるとともに、建築士試験内容等についても工事監理の実効性を高める観点からの見直しを行う。

---

[その他]

---

7. 今後の定期的な見直しに備え、業務実態（標準業務・追加的業務の業務量等）のデータ収集方法等について検討を行う。

## 標準業務内容、追加的な業務の例示の構成案

### 標準業務内容

1. 設計	<p>(1) 基本設計 【定義】委託者から提示された要求条件を設計条件に変換し、建築物の平面と空間の構成、各部の寸法や面積・建築・設備として備えるべき機器の種別と品質、予算とのバランス等を検討し、それらを総合して建築物の内外のデザインを立案し、基本設計図書を作成する業務</p> <p>ア. 計算条件の整理 イ. 法令上の諸条件の調査 ① 建築確認申請書に關わる打合せ ウ. 上下水道・ガス等の供給状況の調査 エ. 基本設計料方金の策定 ① 総合検討 ② 基本計画の説明と依頼主の承認 オ. 基本設計料方金と基本設計図書の作成 ① 基本設計 ② 基本設計図書の作成 カ. 工事費概算書の作成 キ. 基本設計内容の説明と依頼主の承認 ① 基本設計内容の説明 ② 実施設計内容の説明と依頼主の承認 ア. 建設意図と要求条件の確認 イ. 法令上の諸条件の調査 ウ. 審査会場との打合せ エ. 実施設計料方金の策定 オ. 実施設計料方針の承認 カ. 実施設計内容の説明と依頼主の承認</p> <p>(2) 実施設計 【定義】基本設計に基づいて決定した設計条件に基づき、デザインと技術の面面にわたり、細部の検討をさらに行うことにより、施工者が設計内容を正確に読み取り、設計意図に合致した建築物を的確に施工する業務(工事施工段階で行わられるものも含む)。</p> <p>ア. 建設意図と要求条件の確認 イ. 法令上の諸条件の調査 ウ. 審査会場との打合せ エ. 実施設計料方金の策定 オ. 実施設計料方針の承認 カ. 実施設計内容の説明と依頼主の承認</p>
2. 工事監理	<p>(扶養の工事監理)</p> <p>ア. 工事監理方針の協議等 ① 工事監理業務方針の協議 ② 工事監理方法の変更 イ. 設計意図の記録等のための業務 ① 設計図書の検査 ② 資料・提綱書・提綱書の検討・報告 ③ 清算代金内訳書・工程表の承認 ウ. 計画図及び設計図書内容の検査 エ. 施工図等を設計図書に照らして検討及び承認 ① 施工図等の検討・承認 ② 工事材料・建築設備の機器及び仕上見本等の検討・承認 カ. 計画の実施に付随するその他の業務 ア. 施工計画を検討し、助言する業務 イ. 工事費支払請求を行ふ業務 ① 工事費支払請求の提出 ② 最終支払請求の審査</p>
3. 工事監理	<p>(被扶養の工事監理)</p> <p>ア. 計画の実施に付随するその他の業務 ア. 施工計画を検討し、助言する業務 イ. 工事費支払請求を行ふ業務 ① 工事費支払請求の提出 ② 最終支払請求の審査</p>

### 追加的な業務の例示

0. 調査・企画	<p>ア. 調査・企画業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 建設意図と要求条件の把握</li> <li>② 法令上の諸条件の調査</li> <li>③ 公行からの情報収集</li> <li>④ 事業用計画についての調査・検討</li> <li>⑤ 地盤利用計画についての調査・検討</li> <li>⑥ 施設計画についての調査・検討</li> <li>⑦ 建設プロジェクト企画資料の作成</li> </ul>
1. 計画	<p>(1) 基本設計 ア. 供給・処理に関する折衝 イ. 特別の法令上の手続き等 ① 特別の法令上の手続き ② その他の手続き ウ. 関係者への説明 ① 設計者としての説明 ② 依頼主が行う説明への協力 エ. その他</p> <p>(2) 実施設計 ア. 供給・処理に関する折衝 イ. 特別の法令上の手続き等 ① 特別の法令上の手続き ② その他の手続き ウ. 関係者への説明 ① 設計者としての説明 ② 依頼主が行う説明への協力 エ. その他</p> <p>(3) 設計変更 ア. 供給・処理に関する評価、検定 イ. 特別の法令上の手続き等 ① 特別の法令の解釈 ② 高度の構造解析 ③ 構造試験等に対する指導・助言 ④ 特殊構造の採用による増加する業務 ⑤ 土木設計 ⑥ 特別なインテリアデザイン ウ. 依頼主の都合その他の条件の変更等による設計変更</p>
2. 工事監理	<p>(被扶養の工事監理)</p> <p>ア. 工事監理業務方針の協議等 ① 工事監理方針の協議 ② 工事監理方法の変更 イ. 設計意図の記録等のための業務 ① 設計図書の検査 ② 資料・提綱書・提綱書の検討・報告 ③ 清算代金内訳書・工程表の承認 ウ. 計画図及び設計図書内容の検査 エ. 施工図等を設計図書に照らして検討及び承認 ① 施工図等の検討・承認 ② 工事材料・建築設備の機器及び仕上見本等の検討・承認 カ. 工事の確認及び報告 ① 工事と設計図書・工事請負契約との合致の確認、報告 ② 工事の完了検査等 キ. 監理業務を施工図等を設計図書に照らして検討及び承認 ① 工事監理業務の引渡しの立会い ② 工事監理報告書の提出 ウ. 建築物の建築に關する法令若しくは条例の規定に基づく手続きの代理を行う業務 エ. その他</p>

## 標準業務内容の詳細(案)《工事監理関連のみ》

## 2. 工事監理(狭義の工事監理)

ア. 工事監理方針の協議等	
①工事監理方針の協議	工事監理の着手に先立って、工事監理の方針について依頼主と協議する業務。
②工事監理方法の変更	工事監理方法の変更が必要な場合に依頼主と協議する業務
イ. 設計意図の把握等のための業務	
①設計図書の検討	設計図書を技術的に検討し、設計意図を把握するとともに、設計図書の矛盾、脱漏、不具合等についての委託者への報告と処置について協議を行う業務。
②質疑書・提案書の検討・報告	施工者からの工事に関する質疑書又は提案書について、技術的に検討し、依頼主に報告する業務。
③請負代金内訳書・工程表の承認	施工者から提出される請負代金内訳書・工程表の検討、承認及び依頼主に報告する業務。
ウ. 設計意図及び設計内容を施工者に正確に伝えるための業務	
	設計意図及び設計内容を正確に施工者に伝えるために、施工者と打合せを行う業務。必要に応じて説明図等を作成して施工者に交付する業務。 設計図書に基づいて設計図書の作成者が作成した詳細図等を、工程表に基づき施工者が工事を円滑に遂行するため必要な時期に、施工者に交付する業務。
エ. 施工図等を設計図書に照らして検討及び承諾する業務	
①施工図等の検討・承認	施工者が作成・提出する施工図(原寸図・工作図等をいう。)、模型等が設計図書の内容に適合しているか否かを検討する業務。
②工事材料・建築設備の機器及び仕上見本等の検討・承認	施工者が提出する工事材料・建築設備の機器及び仕上見本等についての指示と設計図書の内容に適合しているか否かを検討する業務。
オ. 軽微な設計変更	
	工事費の変更を伴わない軽微な変更について、施工者に対して必要な指示を行う業務。
カ. 工事の確認及び報告	
①工事と設計図書・工事請負契約との合致の確認・報告	1)工事が設計図書及びその他工事請負契約の内容に適合しているか否かについて、確認対象工事に応じた合理的方法に基づく確認を行う業務。 2)不適合箇所がある場合、施工者への必要な注意、指示と依頼主に報告する業務。

	<p>3)修正の確認と依頼主に報告する業務。</p> <p>4)必要と認められる場合の破壊検査を行う業務。</p> <p>5)設計図書に定められた立会を行う業務(工事写真による確認に代えることができる)。</p>
②工事の完了検査等	<p>1)工事請負契約の目的物が設計図書及びその他工事請負契約の内容に適合しているか否かを確認し、依頼主に報告する業務。</p> <p>2)不具合のある場合の施工者への指示と依頼主に報告する業務。</p> <p>3)修正の確認と依頼主に報告する業務。</p>
<b>キ. 官公庁の検査の立会い等</b>	
	建築基準法等の法令に基づく官公庁等の検査に必要な書類を作成・提出し、及び立会い、その指示事項等について依頼主に報告する業務。
<b>ク. 監理業務完了手続き</b>	
①工事監理契約の目的物の引渡しの立会い	施工者から依頼主への工事請負契約の目的物の引渡しに立会う業務。
②工事監理報告書の提出	工事監理報告書及び工事監理者が業務上作成する図書を依頼主に提出する業務。

### 3. 工事監理に付随するその他の業務

<b>ア. 施工計画を検討し、助言する業務</b>	
	<p>1)施工者が作成・提出する施工計画につき、設計図書に定められた品質及び工事上の安全が確保できない恐れがあると明らかに認められるか否かについて検討し、必要があるときは、施工者に対して助言する業務。</p> <p>2)施工計画に重大な問題がある場合、その旨を依頼主に報告する業務。</p>
<b>イ. 工事費支払審査を行う業務</b>	
①工事費支払請求の審査	出来高払いにおける出来高の審査その他、依頼主の工事代金支払に際して技術的な審査が必要となる場合、書類検査及び現場検査等必要な手段を用いて審査し、依頼主に報告する業務。
②最終支払請求の審査	工事の完了検査に合格したのち、施工者から提出される最終工事費請求につき、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、依頼主に報告する業務。

別表第1 建築物の用途等に係る見直し実態調査方向性

類型	建築物の用途等		考え方
第1類	工場、車庫、市場、倉庫等		
第2類	体育館、観覧場、学校、研究所、庁舎、事務所、駅舎、百貨店、店舗、共同住宅、寄宿舎等		難易度の低いものと考えられるものから、第1類、第2類、第3類の順に整理
第3類	銀行、美術館、博物館、図書館、公会堂、劇場、映画館、集会所（オーディトリアムを有するものに限る。）、ナイトクラブ、ホテル、旅館、料理店、放送局、病院、診療所、複合建築物等		*告示に考え方は明記されていない。
第4類	1 戸建住宅（一般的な戸建住宅を除く。）	2 一般的な戸建住宅	

## 【現行の類別】



建築物の施設類型	建築物の標準的な用途例
①物流施設	・車庫、市場、倉庫
②生産施設	・工場
③運動施設	・体育館
④行政施設	・庁舎
⑤業務施設	・事務所、銀行、放送局
⑥商業施設	・店舗、量販店、百貨店
⑦共同住宅	・分譲マンション
⑧教育施設	・幼稚園、小・中学校、高等学校
⑨専門的教育・研究施設	・大学、各種専門学校、研究所
⑩宿泊施設	・ホテル、旅館
⑪医療施設	・病院
⑫福祉・厚生施設	・老人ホーム、老人保健施設
⑬文化・交流・娯楽施設	・美術館、博物館、図書館、公会堂、集会所、劇場、映画館
⑭戸建住宅（一般的な戸建住宅を除く。）	—
⑮一般的な戸建住宅	—

## 【見直しに向けた実態調査の施設類型イメージ(注)】

○上記のような15程度の施設類型を対象として、業務量に関する実態調査を実施。

○実態調査の結果、業務量の変動の挙動が類似した施設類型は同じ類別に整理する予定。

注)区分は関係団体からの提案をベースにしたイメージであり、今後の検討を要する。

## 難易度に係る要素（素案）

## ①意匠

標準的な建物用途以外の建築物を設計又は工事監理する場合は、下表の用途の例示を考慮すること。

建築物の施設類型	用途の例示		
	標準	標準よりやや難	標準より難
①物流施設	一般的倉庫等	立体倉庫等	冷蔵倉庫等、特殊設備を付帯する倉庫等
②生産施設	一般組立工場等	化学工場、薬品工場、食品工場等	クリーンルーム、バイオ等、特殊設備を付帯する工場等
③運動施設	一般体育館、武道館、スポーツジム等	屋内プール、スケート場、スタジアム、複合体育館等	国際競技用体育館、特別な施設設備を有する施設等
④行政施設	合同庁舎、出張所等の一般庁舎等	議事堂、警察署、消防署、郵便局、中央庁舎等、特殊施設が付帯するもの、	超高層庁舎等
⑤業務施設	一般事務所、賃貸事務所等	銀行、本社ビル等に類する事務所等	放送局、TVスタジオ等の特殊用途ビル、超高層事務所等
⑥商業施設	一般店舗、スーパー・マーケット等	ショールーム、百貨店、ショッピングセンター等	複合商業施設等、
⑦共同住宅	公営住宅、社宅、一般賃貸共同住宅等	分譲共同住宅、複雑な賃貸共同住宅等	超高層共同住宅等
⑧教育施設	一般の幼稚園、小・中学校、高等学校等	私立学校、特殊なプログラムを有する公立学校等	—
⑨専門的教育・研究施設	文科系大学、文科系専門学校等	理工系大学、理工系専門学校、一般研究所等	バイオ、放射線等特殊な研究施設等
⑩宿泊施設	一般ビジネスホテル、旅館等の宿泊専用施設等	宴会場を有するシティホテル、保養所等	超高層ホテル、国際級ホテル等
⑪医療施設	一般病院、診療所等	総合病院等	高度医療施設等
⑫福祉・厚生施設	一般的な老人ホーム、老人保健施設、リハビリセンター等	複合福祉施設、高度な対応を必要とする施設等	—
⑬文化・交流・娯楽施設	公民館、集会場、コミュニティセンター等	映画館、劇場、コンサートホール、美術館、博物館、図書館等	文化複合施設等
⑭戸建住宅（一般的な戸建住宅を除く。）	—	—	—
⑮一般的な戸建住宅	—	—	—

## ②構造

標準的な敷地形状・建物形状以外の建築物を設計又は工事監理する場合は、下表の要素を考慮すること。

a. 敷地特性	傾斜地、崖地、軟弱地盤等
b. 建物形状	平面が不整形なもの（スパンの著しい不均一、大規模吹抜け、平面形状のくびれ）
	立面形状（建物断面）が不整形なもの（階高の著しい不均一、上下階の平面形状の相違）
	平面、立面形状とともに不整形なもの

## ③設備

標準的な設備の機能レベル以外の建築物を設計又は工事監理する場合は、下表の要素を考慮すること。

a. 設備の機能レベル	考慮すべき要素⇒設備の災害対策・バックアップ対策（BCP性能）、室内環境のレベル、部分制御性、監視機能（快適・利便性能）、省エネルギー対策（地球環境性能）等
-------------	--

## 『別添二 標準業務量略算表』の見直しの方向性

標準業務人・日数（第4類は省略）

	工事費	5,000 万円	6,000 万円	8,000 万円	1億円	2億円	3億円	4億円	5億円	6億円	8億円	10 億円
第1類	設計	85	95	120	140	240	325	410	485	555	695	825
	工事監理等	40	45	55	65	110	150	180	210	240	295	345
	合計	125	140	175	205	350	475	590	695	795	990	1170
第2類	設計	95	110	130	155	265	360	455	535	620	770	915
	工事監理等	45	50	65	75	125	165	200	235	265	330	385
	合計	140	160	195	230	390	525	655	770	885	1100	1300
第3類	設計	100	120	145	175	290	400	500	590	680	850	1005
	工事監理等	50	55	70	80	135	180	220	260	295	360	425
	合計	150	175	215	255	425	580	720	850	975	1210	1430

## 【現行】

○標準業務人・日数を「類型(用途)」×「工事費」で明記。

○工事費は設計の難易度の概念を含むと考えられる。



## 新標準業務量〔床面積：単位（m²）〕

	床面積	100	200	...	10,000	20,000	30,000	50,000	100,000	
第1類	設計	○ ○ ○	○ ○ ○	中略	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	
	工事監理等	△ △ △	△ △ △		△ △ △	△ △ △	△ △ △	△ △ △	△ △ △	
	合計	□	□		□	□	□	□	□	
		中略				中略				
	設計	○ ○ ○	○ ○ ○	中略	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	
	工事監理等	△ △ △	△ △ △		△ △ △	△ △ △	△ △ △	△ △ △	△ △ △	
	合計	□	□		□	□	□	□	□	
		中略				中略				
	設計	○ ○ ○	○ ○ ○		○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	

## 【見直しの方向性】

○標準業務量を「新類型」×「床面積」で明記。

○意匠・構造・設備別に標準業務量を明記するとともに、資料3参考4で示す難易度に係る要素により、補正を行うことを検討する（補正係数までは規定しない方向）。

## 業務報酬基準見直しの実態調査について

### 1. 調査の方法

- 建築士関係の各団体の協力を得つつ、設計及び工事監理業務に関する業務量等をプロジェクト毎に管理している建築設計事務所を対象に実態調査を行う。
- 具体的には、総合建築設計事務所（以下、「総合事務所」）、専門建築設計事務所（以下、「専門事務所」）に分けて、意匠・構造・設備別の業務量等を調査する。

### 2. 調査の対象とする建築物

- 『見直しに向けた実態調査の施設類型イメージ』（資料3参考3）における15施設類型に属する建築物（施設類型に属していても特殊なものは除く。）毎に調査を行う。
- 原則、単一用途の建築物で、近年（過去3ヵ年等）に設計された建築物とする。

### 3. 調査サンプルの条件

- ① 新しい標準業務内容に相当する全ての事項を業務の中で実施しているものとし、実施していない場合は、新標準業務内容に相当する業務量に補正できるものであること。
- ② 設計（意匠、構造、設備）については、基本設計から実施設計まで一貫して業務を受注していること（すなわち、設計プロセスの一部だけを受注している場合は、本調査の対象から除外する）。
- ③ 総合事務所については、意匠・構造・設備別に業務量を算定できること。

### 4. 調査時期

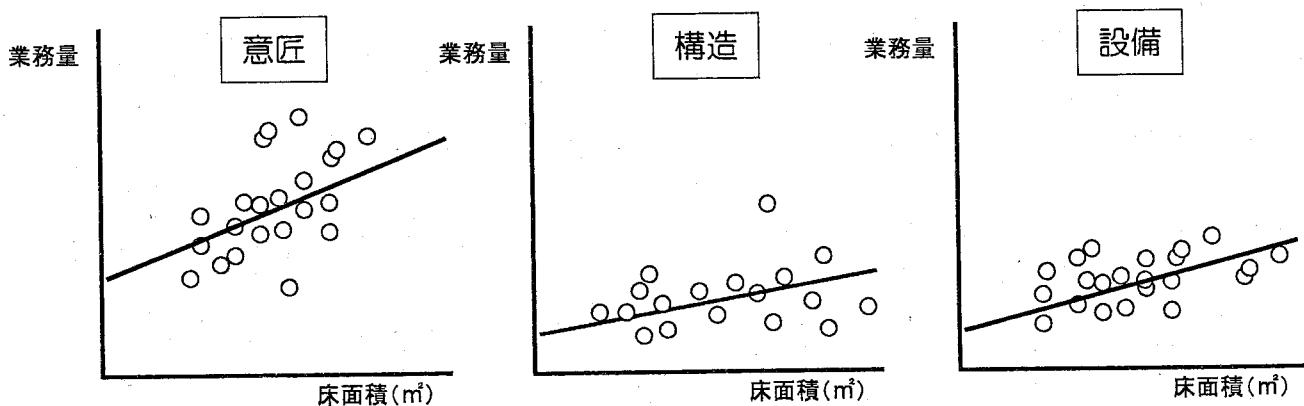
- 小委員会において業務報酬基準見直しの方向性をとりまとめた後、年度内を目途に実施。

## 5. 調査項目

- 建築物諸元（用途、床面積、階数、構造等）
- 標準業務量、実態業務量（当該業務で実際に要した業務量）、工事費（把握可能であれば）
- 難易度に係る要素（敷地特性、建物形状、設備のレベル等）
- 建築設計事務所の支出に占める直接人件費の割合 等

## 6. 分析方法

- 15施設類型ごとに、意匠・構造・設備別の業務量の散布図を作成し、その相関関数を算定する。
- 関数を対数グラフに表示するイメージは次のとおり。



上記のような意匠・構造・設備別の対数グラフを15施設類型別に作成し分析を行う。

- 15施設類型別、意匠・構造・設備別の分析を進めていく中で、床面積に対する業務量の挙動が類似するものがあれば、類型をまとめるべく整理を進める。
- また、意匠・構造・設備の難易度と業務人量の関係を検討し、補正要素の妥当性を確認する。

## 7. その他

- 発注者（ディベロッパー等）に対する調査は別途検討する。

## 業務報酬基準・工事監理小委員会委員名簿

小委員長 久保哲夫 東京大学大学院教授  
秋山哲一 東洋大学教授  
大宇根弘司 (社)日本建築家協会元会長  
大森文彦 東洋大学教授・弁護士  
岡本賢 (社)日本建築士事務所協会連合会建築設計制度等対応特別委員会副委員長  
金箱温春 (社)日本建築構造技術者協会理事  
北泰幸 (社)建築業協会生産委員会設計部会副部会長  
平野吉信 広島大学大学院教授  
古阪秀三 京都大学大学院助教授  
牧村功 (社)建築設備技術者協会会长  
松村秀一 東京大学教授  
松本光平 明海大学名誉教授  
峰政克義 (社)日本建築士会連合会副会长  
村上周三 慶應義塾大学教授

## 業務報酬基準・工事監理小委員会のスケジュール

4月13日（金）10：00～12：00

### ○ 第1回小委員会の開催

：検討事項、検討スケジュールの確認、委員からの論点のプレゼンテーション 等

6月1日（金）13：00～15：00

### ○ 第2回小委員会の開催

：委員からの論点のプレゼンテーション 等

6月22日（金）15：30～17：30

### ○ 第3回小委員会の開催

：委員からの論点のプレゼンテーション、業務報酬基準見直しの方向性 等

7月

8月22日（水）13：30～15：30

### ○ 第4回小委員会の開催

：業務報酬基準見直しの方向性 等

9月

10月3日（水）13：30～15：30

### ○ 第5回小委員会の開催

：（未定）

11月

12月

### ○ 第6回小委員会の開催

：（最終とりまとめの予定）

## ○建設省告示第1206号

建築士法（昭和25年法律第202号）第25条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準を次のように定める。

昭和54年7月10日

建設大臣 渡海 元三郎

### 第一 業務報酬の算定方法

建築士事務所の開設者が建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督の業務（以下「設計等の業務」という。）に関して請求することのできる報酬は、複数の建築物について同一の設計図書を用いる場合その他の特別の場合を除き、第二の業務経費及び第三の技術料等経費を合算する方法により算定することを標準とする。

### 第二 業務経費

業務経費は、次の(イ)から(二)までに定めるところによりそれぞれ算定される直接人件費、特別経費、直接経費及び間接経費の合計とする。

#### (イ) 直接人件費

直接人件費は、建築物の設計等の業務に直接従事する者のそれについての当該業務に関して必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の一日当たりの額に当該業務に従事する延べ日数を乗じて得た額の総和とする。

#### (ロ) 特別経費

特別経費は、出張旅費、特許使用料その他の建築主の特別の依頼に基づいて必要となる費用の合計とする。

#### (ハ) 直接経費

直接経費は、印刷製本費、複写費、交通費等建築物の設計等の業務に関して直接必要となる費用((ロ)に定める経費を除く。)の合計とする。

#### (二) 間接経費

間接経費は、建築物の設計等の業務を行う建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等の費用((イ)から(ハ)までに定める経費を除く。)のうち、当該業務に関して必要とな

る費用の合計とする。

### 第三 技術料等経費

技術料等経費は、建築物の設計等の業務において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。

### 第四 直接人件費等に関する略算方法による算定

業務経費のうち直接人件費又は直接経費及び間接経費の額の算定については、第二の(イ)、(ハ)又は(ニ)にかかわらず、次の(イ)又は(ロ)に定める算定方法を標準とした略算方法によることができる。

#### (イ) 直接人件費

設計又は工事監理等（工事監理、建築工事契約に関する事務及び建築工事の指導監督をいう。）の業務でその内容が別添一に掲げる標準業務内容であるものに係る直接人件費の算定は、通常当該業務に従事する者一人について一日当たりに要する人件費に別添二に掲げる標準業務人・日数を乗じて算定する方法

#### (ロ) 直接経費及び間接経費

直接経費及び間接経費の合計の算定は、直接人件費の額に1.0を標準とする倍数を乗じて算定する方法

## 別添一

標準業務内容は、別表第1に掲げる建築物の用途等による類別に応じ、別表第1中第1類から第4類の1までの建築物については別表第2に掲げる業務（第4類の1の建築物に関しては同表中(※)のものを除く。）とし、第4類の2の建築物については別表第3に掲げる業務とする。

別表第1 建築物の用途等による類別

		建築物の用途等	備考
第1類		工場、車庫、市場、倉庫等	
第2類		体育館、観覧場、学校、研究所、庁舎、事務所、駅舎、百貨店、店舗、共同住宅、寄宿舎等	第1類の建築物のうち第2類の建築物に相当する複雑な設計等を必要とするものを含む。
第3類		銀行、美術館、博物館、図書館、公会堂、劇場、映画館、集会場（オーディトリアムを有するものに限る。）、ナイトクラブ、ホテル、旅館、料理店、放送局、病院、診療所、複合建築物等	第1類又は第2類の建築物のうち第3類の建築物に相当する複雑な設計等を必要とするものを含む。
第4類	1	戸建住宅（一般的な木造戸建住宅を除く。）	
	2	一般的な木造戸建住宅	

(注) 記念建造物、社寺、教会堂、茶室、室内装飾、家具造作等に関する特殊なものは、上記の類に含まれない。

別表第2  
1 計

(1) 建築(総合)・基本設計	
ア 情報収集・準備	イ 条件設定
①依頼主により設定された条件のは握り	①設計条件の設定 (i)要求数能の確定 (ii)法令その他の制約条件の整理
②現地調査	(iii)工事予算の設定 (iv)設計方針の設定
③類似事例調査	(v)設計理念の確立
④関係法令調査	(vi)仕様程度の設定
⑤関係官庁との打合せ	
⑥スタッフの選任	
⑦スケジュールの調整	
⑧各種打合せ	

(2) 建築(総合)・実施設計

(2) 建築(総合)・実施設計	
ア 情報収集・準備	イ 条件設定
①依頼主により設定された条件の詳細なは握り	①基本設計に基づく設計条件の詳細な設定
②現地詳細調査及び確認	(i)各部分の要求性能の確定 (ii)法令その他の制約条件の確定
③使用材料等についての文献、カタログ等の収集	(iii)工事費の検討 (iv)施工技術の検討
④各種法令手続の打合せ	
⑤スケジュールの調整	
⑥各担当打合せ	

工 総 合 化	才 成 果 図 書
①機能配置計画の策定	①仕様概要表
②空間構成計画の策定	②仕上表
③工事費配分計画の策定	③面積表及び求積図
④動線計画の策定	④敷地案内図
⑤防災計画の策定	⑤配置図
⑥施設配置計画の策定	⑥平面図(各階)
⑦平面計画の策定	⑦断面図
⑧断面計画の策定	⑧立面図(各面)
⑨立面計画の策定	⑨規格図(主要部詳細)
⑩立面計画の策定	⑩計画説明書
⑪各種計画の総合調整	⑪工事費概算書

工 総 合 化	才 成 果 図 書
①外部空間設計	①仕様書
②内部空間設計	②仕様概要表
③仕上表	③仕上表
④面積表及び求積図	④面積表及び求積図
⑤敷地案内図	⑤敷地案内図
⑥配置図	⑥配置図
⑦平面図(各階)	⑦平面図(各階)
⑧断面図	⑧断面図
⑨立面図(各面)	⑨立面図(各面)
⑩短計図	⑩短計図
⑪展開図	⑪展開図
⑫天井図	⑫天井図
⑬平面詳細図	⑬平面詳細図
⑭部分詳細図	⑭部分詳細図
⑮建表	⑮建表
⑯工事費概算書	⑯工事費概算書
⑰確認申請図書	⑰確認申請図書

(3) 建築(構造)・基本設計

ア 情報収集・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討
①依頼主により設定された条件のはつき ②現地調査等	①設計条件の設定 (i)目的性能(建築条件)のはつき (ii)立地上その他の制約条件の整理 (iii)安全性能の設定 a. 機械荷重 b. 風荷重及び地盤荷重 ②設計方針の設定 (1)構造計画理念の設定 (2)仕様程度の設定	①構造種別等の検討 ②構造方式の検討 (i)骨組方式の検討 (ii)基礎方式の検討 ③計画実現のための工事費の検討 ④計画実現のための施工性の検討 ⑤関係官庁との打合せ ⑥スタッフの選任 ⑦スケジュールの調整 ⑧各種打合せ
③情報収集・準備		

エ 総合化	オ 成果図書
①構造計画の策定 (i)試験計画の解析 (ii)部材断面の仮定の検討 (iii)構造システムの決定 (iv)使用材料及び仕様の概略の決定 ②工事費配分計画の策定 ③設定条件への適合性の確認 ④各種計画の総合調整	①基本構造計画案 ②構造計画概要書 ③仕様要書 ④工事費概算書
(注) 上記の成果図書は、建築(総合) 基本設計の成果図書の中に含まれる 端折がある。	

(4) 建築(構造)・実施設計

ア 情報収集・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討	エ 総合化	オ 成果図書
①依頼主により設定された条件の詳細なはつき ②現地詳細調査及び確認 ③使用材料についての調査及び確認 ④特殊工法部分の詳細調査 ⑤各種法令手続の打合せ ⑥スケジュールの調整 ⑦各担当打合せ及び調整	①構造設計条件の詳細確定 (i)立地上その他の制約条件の確認 (ii)各種荷重条件の設定 (iii)解析手法の設定 (iv)接合部の設計 (v)各部詳細図 ②工事費概算との調整 ③工事部門との照合及び調整 ④他部門との照合及び調整 ⑤各担当打合せ及び調整	①各部材の適合性の検討 ②使用材料メーカーの選択 ③工事費の検討 ④施工技術の検討	①構造設計図 (i) 伏図 (ii) 軸組図 (iii) 各部断面図 (iv) 構造詳細図 (v) 各部詳細図 ②構造計算書 ③仕様書 ④工事費概算書 ⑤確認申請図書	

(5) 電気設備・基本設計

ア 情報収集・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討
①依頼主により設定された条件のは握り	①設計条件の設定 (i)要求性能の確定 (ii)法令その他の制約条件の整理 (iii)工事予算のは握り	①設備種別の基本方式の検討 ②使用機器及び材料の検討 ③計画実現のための工事費の検討 ④計画実現のための施工性の検討 ⑤維持管理上の問題点の検討 ⑥必要設備の設定 ⑦仕様程度の設定 ⑧使用機器の設置場所の設定
②現地調査等	②設計方針の設定 (i)設計理念の確立 (ii)必要設備の設定 (iii)仕様の設定 (iv)使用機器の設置場所の設定	
③現地状況調査		
④電力、電話等の関連施設調査		
⑤関係官庁との打合せ		
⑥スタッフの選任		
⑦スケジュールの調整		
⑧各種打合せ		

(5) 成果図書

工 総 合 化	オ 成 果 図 書
①内外環境計画の策定 ②各種電気設備計画の策定 ③工事費概算書 ④各種技術資料	①電気設備計画概要書 ②仕様概要書 ③工事費概算書 ④各種計算書

(注) 上記の成果図書は、建築(総合)  
基本設計の成果図書の中に含まれ  
る場合がある。

(6) 電気設備・実施設計

ア 情報収集・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討
①依頼主により設定された条件の詳細なは握り	①基本設計に基づく設備設計条件の詳細なは握り	①設備方式の詳細な検討 (i)受変電設備設計(※) (ii)非常電源設備設計(※) (iii)幹線設備設計(※) (iv)電灯及びコンセント設備設計 (v)動力設備設計 (vi)弱電設備設計 (vii)火報等設備設計(※)
②現地詳細調査及び確認	②各設備の要求性能の確定	(i)幹線方式の検討(※) (ii)弱電設備方式の検討(※) (iii)電灯及びコンセント方式の検討 (iv)動力設備方式の検討 (v)弱電設備方式の検討(※) (vi)火報等設備方式の検討(※) (vii)火報等設備系統(※)
③使用機器及び材料についての調査	③各設備ごとのは握り	(i)各設備の構造の確認 (ii)各設備その他の制約条件の確認
④各種法令手続の打合せ	②工事費のは握り	(i)各設備の構造の確認 (ii)各設備の構造の確認
⑤スケジュールの調整	③基本設計に基づく設計方針の展開	(i)各設備の構造の確認 (ii)各設備の構造の確認
⑥各担当打合せ及び調整	④機器類の配置及び使用方式の設定	(i)各設備の構造の確認 (ii)各設備の構造の確認
	⑤配管配線等の系統及び経路の設定	(i)各設備の構造の確認 (ii)各設備の構造の確認

工 総 合 化	オ 成 果 図 書
①各種設備設計 (i)受変電設備設計(※) (ii)非常電源設備設計(※) (iii)幹線設備設計(※) (iv)電灯及びコンセント設備設計 (v)動力設備設計 (vi)弱電設備設計 (vii)火報等設備設計(※) (viii)エレベーター、エスカレーター等の設計(※) (ix)使用機器及び材料の設計 (x)工事費の調整 (xi)施工技術の検討 (xii)維持管理についての検討 (xiii)関係法令等の照合及び検討	①仕様書 ②敷地案内図 ③配線図 ④受変電設備図(※) ⑤非常電源設備図(※) ⑥幹線系統図(※) ⑦動力設備系統図 ⑧弱電設備平面図(各階) ⑨弱電設備系統図(※) ⑩火報等設備平面図(各階) ⑪火報等設備系統図(※) ⑫火報等設備平面図(各階) ⑬エレベーター、エスカレーター等の設備図(※) ⑭屋外設備図 ⑮工事費概算書 ⑯確認申請図書 ⑰各種計算書

(7) 排水衛生設備・基本設計

ア 情報収集・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討
①依頼主により設定された条件のは握り調査等	①設計条件の設定 (i)要求性能の確定 (ii)法令その他の制約条件の整理	①設備種別の基本方式の検討 ②使用機器及び材料の検討 ③計画実現のための工事費の検討
②現地調査等	(iii)工事予算のは握り調査 ③類似事例調査 ④関係法令調査 ⑤関係官庁との打合せ ⑥スタッフの選任 ⑦スケジュールの調整 ⑧各種打合せ	(iv)設計方針の設定 (v)設計理念の確立 (vi)必要設備の設定 (vii)仕様程度の設定 (viii)使用機器の設置場所の設定
(i)排水、ガス等の関連施設調査		
(ii)現地状況調査		
(iii)工事予算のは握り調査		
(iv)設計方針の設定		
(v)設計理念の確立		
(vi)必要設備の設定		
(vii)仕様程度の設定		
(viii)使用機器の設置場所の設定		

ア 情報収集・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討	エ 総合化	オ 成果図書
			①給排水衛生計画の策定 ②特殊設備計画の策定※ ③工事費概算書 ④各種技術資料	(注) 上記の成果図書は、建築(総合)基本設計の成果図書の中に含まれる場合がある。

(8) 排水衛生設備・実施設計

ア 情報収集・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討	エ 総合化	オ 成果図書
①依頼主により設定された条件の詳細な把握確認	①基本設計に基づく設備設計方針の詳細な検討 (i)給排水、ガス等の配管方法の検討 (ii)配管経路の検討 (iii)消防設備設計 (iv)特殊設備設計※ (v)特殊設備の検討 (vi)汚水処理設備設計 (vii)消火設備の検討 (viii)汚水処理の検討 (ix)特殊設備の検討 (x)特殊設備設計図※ (xi)機器類の配置及び使用方法の設定 (xii)配管類の系統及び経路の設定	①給排水衛生設備設計 (i)各種給排水衛生設備の配管設計 (ii)消防設備設計 (iii)汚水設備設計 (iv)特殊設備設計※ (v)特殊設備の検討 (vi)汚水処理設備 (vii)特殊設備設計図※ (viii)機器類の配置及び使用方法の設定 (ix)配管類の系統及び経路の設定	①敷地案内図 ②配置図 ③給排水衛生設備配管系統図 ④給排水衛生設備配管平面図 ⑤消火設備系統図※ ⑥消火設備平面図※ ⑦汚水処理設備図 ⑧特殊設備設計図※ ⑨部分詳細図 ⑩屋外設備図 ⑪工事費概算書 ⑫確認申請図書 ⑬各種計算書	

(9) 空調換気設備・基本設計

ア 情報収集・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討
①依頼主により設定された条件のはつきりした条件の確認	①設計条件の設定 (i)要求性能の確定 (ii)法令その他の制約条件の整理	①設備方式の検討 ②使用機器及び材料の検討 ③計画実現のための工事費の検討
②現地調査等	(iii)現地状況調査 (iv)給水、排水、ガス等の関連施設調査 (v)類似事例調査 (vi)関係法令調査 (vii)関係官庁との打合せ (viii)スタッフの選任 (ix)スケジュールの調整 (x)各種打合せ	(vi)工事予算のはつきりした条件の設定 (vii)設計方針の設定 (viii)設備理念の確立 (ix)必要設備の設定 (x)仕様程度の設定 (xi)使用機器の設置場所の設定 (xii)各種打合せ
③	④	⑤
⑤	⑥	⑦
⑥	⑦	⑧
⑦	⑧	⑨
⑧	⑨	⑩

エ 総合化	オ 成果図書
①内外環境計画の策定 ②空調設備計画の策定 ③換気設備計画の策定 ④特殊設備計画の策定※ ⑤工事費配分計画の策定	①空調換気設備計画概要書 ②仕様概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料

(注) 上記の成果図書は、建築(総合)・基本設計の成果図書の中に含まれる場合がある。

エ 総合化	オ 成果図書
①空調設備設計 (i)空調方式の設計 (ii)空調系統の設計 (iii)換気設備設計 (iv)特殊設備設計※ (v)換気設備設計 (vi)換気設備平面図 (vii)特殊設備設計図※ (viii)部分詳細図 (ix)屋外設備図 (x)工事費概算書 (xi)確認申請図書 (xii)各種計算書	①敷地案内図 ②配置図 ③空調設備系統図 ④空調設備平面図 ⑤換気設備系統図 ⑥換気設備平面図 ⑦特殊設備設計図※ ⑧部分詳細図 ⑨屋外設備図 ⑩工事費概算書 ⑪確認申請図書 ⑫各種計算書

エ 総合化	オ 成果図書
①空調換気設備・実施設計 ア 情報収集・準備	①基本設計に基づく設備設計方針の詳細確定 (i)各設備の要求性能の確定 (ii)空調系統の検討 (iii)冷熱源方式の検討 (iv)換気方式の検討 (v)自動制御方式の検討 (vi)特殊設備の検討 (vii)工事費の検討 (viii)施工技術の検討 (ix)機器類の配置及び使用方式の検討 (x)配管類の系統及び経路の設定

## 2 工事監理等

### (1) 工事監理

#### (2) 工事の契約及び指導監督

- ① 設計概図を施工者に正確に伝えるための業務
  - (i) 施工との打合せ
  - (ii) 図面等の作成
- ② 施工図等を設計図書に照らして検討及び承諾する業務
  - (i) 施工図の検討及び承諾
  - (ii) 模型、材料及び仕上見本の検討及び承諾
  - (iii) 建築設備の機械器具の検討及び承諾
- ③ 工事の確認及び報告
  - (i) 工事が設計図書及び請負契約に合致するかどうかの確認及び建築主への報告
  - (ii) 工事完了検査及び契約条件が遂行されたことの確認
- ④ 工事監理業務完了手続
  - (i) 契約の目的物の引渡しの立会い
  - (ii) 業務完了通知書及び関係図書の建築主への提出

(注) ①(i)に規定する図面等は、設計図を正確に伝えるためのスケッチ等であり、工事期間中に行われる実施設計の延長と考えられる図書は含まない。

- ① 工事請負契約への協力
  - (i) 施工者の選定についての助言
  - (ii) 請負契約条件についての助言
  - (iii) 工事實見積りのための説明
  - (iv) 見積書の調査
  - (v) 請負契約案の作成
  - (vi) 工事監理者としての調印
- ② 工事費支払審査及び承諾を行う業務
  - (i) 中間支払手続（施工者から提出される工事費支払の請求書の審査及び承諾）
  - (ii) 最終支払手続（工事完了検査による確認に基づく施工者からの最終支払の請求の承諾）
- ③ 施工計画を検討し、助言する業務

別表第3

1 設計

(1) 基本設計

ア 情報収集・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討
①依頼主により設定された条件のは握り	①設計条件の設定 (i)要求性能の確定 (ii)法令その他の制約条件の整理	①性能面からの検討 ②意匠上の検討 ③計画実現のための工事費の検討 ④計画実現のための施工方針の検討
②現地調査	③工事予算の設定	⑤仕様度等の設計方針の設定
③類似事例調査	④関係法令調査	⑥仕様、使用材料、構造方式等の検討
④関係官庁との打合せ	⑤スタッフの選任	⑦スケジュールの調整
⑥スケジュールの調整	⑦各種打合せ	⑧各種打合せ

(2) 実施設計

ア 情報収集・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討
①依頼主により設定された条件の詳細なは握り	①基本設計に基づく設計条件の設定	①各部分の機能の検討
②現地詳細調査及び確認	②使用材料等についての文献、カタログ等の収集	②空間表現の検討 (i)形態の検討 (ii)使用材料の検討
③使用材料等についての文献、カタログ等の収集	④各種法令手続の打合せ	③各部分ごとのは握り ④施工技術の検討
④各種法令手続の打合せ	⑤スケジュールの調整	⑤工事費の検討 ⑥各部分の使用材料及び仕様の確定 ⑦基本設計に基づく設計方針の展開
⑤スケジュールの調整		⑧色彩計画の検討 ⑨工事費概算との調整 ⑩各種設計等の調整

ア 総合化	イ 成果図書
①機能配置計画の策定	①仕様概要表
②空間構成計画の策定	②仕上表
③動線計画の策定	③配置図
④防災計画の策定	④平面図(各階)
⑤施設配置計画の策定	⑤断面図
⑥平面計画の策定	⑥立面図(各面)
⑦断面計画の策定	⑦設備位置図
⑧立面計画の策定	電気、給排水衛生及び空調 (換気)
⑨各種計画の総合調整	
⑩工事費概算書	

ア 総合化	イ 成果図書
①外部空間設計	①仕様書
②内部空間設計	②仕様概要表
③平面設計	③仕上表
④断面設計	④面積表
⑤敷地案内図	⑤敷地案内図
⑥配置図	⑥立面図(各階)
⑦立面設計	⑦断面図(各階)
⑧立面図(各面)	⑧立面図(各面)
⑨各部分の使用材料及び仕様の確定	⑨各部分の使用材料及び仕様の確定
⑩総計図	⑩総計図
⑪基礎図	⑪基礎図
⑫床伏図	⑫床伏図
⑬はり伏図	⑬はり伏図
⑭小屋伏図	⑭小屋伏図
⑮軸組図	⑮軸組図
⑯展開図	⑯展開図
⑰天井伏図	⑰天井伏図
⑱建具表	⑱建具表
⑲設備位置図	⑲設備位置図
⑳電気、給排水衛生及び空調 (換気)	電気、給排水衛生及び空調 (換気)
㉑工事費概算書	㉑工事費概算書
㉒確認申請図書	㉒確認申請図書

## 2 工事監理等

### (2) 工事の契約及び指導監督

#### (1) 工事監理

- ① 設計意図を施工者に正確に伝えるための業務
  - (i) 施工者との打合せ
  - (ii) 図面等の作成
- ② 施工図等を設計図書に照らして検討及び承諾する業務
  - (i) 施工図の検討及び承諾
  - (ii) 建築設備の機械器具の検討及び承諾

- ③ 工事の確認及び報告
  - (i) 工事が設計図書及び請負契約に合致するかどうかの確認及び建築主への報告
  - (ii) 工事完了検査及び契約条件が遂行されたことの確認
- ④ 工事監理業務完了手続
  - (i) 契約の目的物の引渡しの立会い
  - (ii) 業務完了通知書及び関係図書の建築主への提出

(注) ①(i)に規定する図面等は、設計意図を正確に伝えるためのスケッチ等であり、工事期間中に行われる実施設計の延長と考えられる図書は含まない。

#### (2) 工事請負契約への協力

- (i) 施工者の選定についての助言
- (ii) 請負契約条件についての助言
- (iii) 工事費見積りのための説明
- (iv) 見積書の調査
- (v) 請負契約書の作成
- (vi) 工事監理者としての調印

- ② 工事費支払審査及び承諾を行う業務
  - (i) 中間支払手続（施工者から提出される工事費支払の請求書の審査及び承諾）
  - (ii) 最終支払手続（工事完了検査による確認に基づく施工者からの最終支払の請求の承諾）
- ③ 施工計画を検討し、助言する業務

別添二

標準業務人・日数は、次の表に掲げるものとする。

		工事費	5,000万円	6,000万円	8,000万円	1億円	2億円	3億円	4億円	5億円	6億円	8億円	10億円
第1類	設工事監理等	計	85	95	120	140	240	325	180	210	240	295	345
	合計	40	45	55	65	110	150	590	695	795	990	1,170	
	設工事監理等	計	125	140	175	205	350	475	455	535	620	770	915
第2類	設工事監理等	計	95	110	130	155	265	360	200	235	265	330	385
	合計	45	50	65	75	125	165	655	770	885	1,100	1,300	
	設工事監理等	計	140	160	195	230	390	525	500	590	680	850	1,005
第3類	設工事監理等	計	100	120	145	175	290	400	220	260	295	360	425
	合計	50	55	70	80	135	180	720	850	975	1,210	1,430	
	設工事監理等	計	150	175	215	255	425	580					

		工事費	1,000万円	1,500万円	2,000万円
第4類	設工事監理等	計	33	45	57
	合計	17	23	30	
	設工事監理等	計	50	68	87
第4類	設工事監理等	計	18	24	29
	合計	(10)	(8)	11	15
	設工事監理等	計	26	35	44
	合計	(15)			

(注) 1 この表に規定する第1類、第2類、第3類及び第4類は、それぞれ別添一の別表第1に掲げる第1類、第2類、第3類及び第4類である。

- 2 この表は、一級建築士の免許取得後2年相当又は二級建築士の免許取得後7年相当の建築に関する業務を有する者が設計又は工事監理等を行うためには必要な業務人・日数の標準を示したものである。
- 3 工事監理等の業務人・日数は、非常駐監理の場合である。
- 4 ( )は、基本設計と実施設計を区別せず、詳細な設計を行わない場合の業務に対応するものである。

建設省住指発第148号

昭和54年7月10日

全国都道府県知事あて

建設省住宅局長名

## 建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準について

建築士法第25条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準が建設大臣により定められ、昭和54年7月10日付で別添のとおり告示されたところであるが、この基準について、下記事項に留意のうえ、貴管下の建築士事務所、発注者等に対して、関係団体を通じる等によって周知徹底を図るとともに、この基準に基づいて業務報酬の算定に関する合理化及び適正化に努めるよう適切な指導をお願いする。

なお、業務報酬の算定の合理化及び適正化の目的は、建築士事務所による設計等の業務の適正かつ円滑な実施の推進に資することであるが、このためには、建築士事務所が不断の研さん及び業務実施体制の整備に努め、設計、工事監理、施工等を一貫して行う場合においても設計等の業務を明確にする等の書面による適正な契約に基づき業務を実施することが要求されるので、建築士事務所に対する技術力、業務実施体制等に関する指導を一層推進されるよう併せてお願いする。

### 記

#### 1 業務報酬算定方法

この基準は、業務報酬の算定基礎を明確にするものであり、業務の具体的な内容と数量的に対応する経費（業務経費）及び業務において個別的に発揮される建築士事務所の業務経験、技術力、創造力、総合企画力、情報の蓄積等の対価としての経費（技術料等経費）によって構成する方法を標準としている。

なお、技術料等経費は、個別事例に応じて当事者間の協議又は慣行に基づいて定められるのが適当である。

また、この基準は、個別の業務内容に対応して経費を算定することができる通常の一般的な業務を前提とするものであり、いわゆる標準設計による場合、複数の建築物

について同一の設計図書を用いる場合、設計内容が特に芸術的性格が強い場合等で、この算定方法が必ずしもなじまない場合においては、他の合理的な算定方法によることを妨げるものではない。

## 2 直接人件費等に関する略算方法による算定

直接人件費又は直接経費及び間接経費の算定については、業務に従事する者の構成が複雑な場合、並行して他の業務に従事していて当該業務に従事する日数を区分して算定することが困難な場合、当該業務に係る経費を他の業務に係る経費と区分して算定することが困難な場合等が多い実情にかんがみ、略算方法を示すこととした。

なお、各建築士事務所において略算方法を用いる場合には、この基準で定めた標準業務内容及びそれに対応した標準業務人・日数表等を参考として、各建築士事務所ごとに、直接人件費の算定については業務内容及びそれに対応した業務人・日数表をあらかじめ作成し、直接経費及び間接経費の算定についてはその合計と直接人件費との割合をあらかじめ算定しておく等の措置をとることが望ましい。

### (1) 直接人件費

直接人件費については、設計等の業務の個別の実態にかかわらず、標準業務内容に対応する標準業務人・日数に基づいて算定することができることとしたものである。

標準業務内容は、建築物の質を確保し、建築主の意図を具体化するために一般的用途に供する建築物において共通に行われる主な業務を示したものであるので、個別の業務において必要となる別表に掲げるような業務については、その必要な業務に対応した業務人・日数を付加する等の調整が必要であり、また、標準業務内容のうち一部の業務しか行わない場合は、行われない業務に対応した業務人・日数を削減する等の調整が必要である。

### (2) 直接経費及び間接経費

通常の建築士事務所においては、直接経費及び間接経費の合計が直接人件費の約1.0倍であるという実情にかんがみ、当該経費は直接人件費に1.0を標準とする倍数を乗じて算定できることとしたものであり、個別の業務において直接経費及び間接経費が通常の場合に比べ著しく異なる場合においては、乗ずる倍数の調整が必要である。

別 表

1 調査研究・企画

業 務 内 容	成 果 図 書
<p>①設計対象となる建築物に適応する敷地を選定するために必要な各種の条件に関する調査研究・企画の業務</p> <p>(I) 敷地の適応条件          (II) 各種法令上の制約条件          (III) 自然環境条件(土質、風向、日照等)          (IV) 社会環境条件(交通、人口等)          (V) 建築物の配置計画上の条件          (VI) 施工上の技術的条件</p> <p>②設計対象となる建築物の用途、規模、建築形式等の設計上の基本的条件を確定するために必要な各種の基礎的条件に関する調査研究・企画等の業務</p> <p>(I) 各種法令上の制約条件          (II) 敷地の立地条件          (III) 経営採算上の条件          (IV) 自然的環境条件          (V) 社会的環境条件          (VI) 建築物の配置計画上の条件          (VII) 施工上の技術的条件          (VIII) 測量、実測、建築物の鑑定等</p> <p>③設計対象となる建築物が要する工事費予算を確定するために必要な業務</p> <p>(I) 概略設計による工事費の概算          (II) 経営採算上の条件に関する調査研究          (III) 工事費の事例に関する調査研究</p> <p>④設計対象となる建築物が周辺環境に及ぼす影響を事前に把握する業務</p>	<p>①調査研究・企画報告書          ②概略計画図書</p>

## 2 設 計

### (1) 建築(総合)・基本設計

業 務 内 容	成 果 図 書
①各種法令手続のための技術資料の作成又は技術的助力	①透視図(完成予想図)
②各種公聴会等の手続又は出席に当たっての専門技術の提供 若しくは図書の作成	②模型
③周辺地区住民に対する説明立合い	③日影図(日照図)
④通常の成果図書以外の資料の提供	④各種技術資料
⑤電子計算機の利用	⑤変更訂正図
⑥依頼主の都合その他条件の変化等による設計変更の処理	

### (2) 建築(総合)・実施設計

業 務 内 容	成 果 図 書
①建築確認申請以外の各種法令手続のための技術資料の作成又は技術的助力	①各種技術資料
②通常の成果図書以外の資料の提供	②工事費内訳明細書
③依頼主の都合その他条件の変化等による設計変更の処理	③透視図 ④模型 ⑤変更訂正図

### (3) 建築(構造)・基本設計

業 務 内 容	成 果 図 書
①各種法令手続のための技術資料の作成又は技術的助力 ②土質調査に関する指導・助言 ③近隣構造物の調査又はそれに関する指導・助言 ④特殊構造の採用による増加する業務 ⑤特殊技術の開発 ⑥通常の成果図書以外の資料の提供 ⑦電子計算機の利用 ⑧依頼主の都合その他条件の変化等による設計変更の処理	①各種技術資料 ②変更訂正図

(4)建築(構造)・実施設計

業務内容	成果図書
①高度の構造解析(電子計算機の使用を含む。) ②構造試験等に対する指導・助言 ③特殊構造の採用による増加する業務 ④建築確認申請以外の各種法令手続のための技術資料の作成又は技術的助力 ⑤通常の成果図書以外の資料の提供 ⑥依頼主の都合その他条件の変化等による設計変更の処理	①各種技術資料 ②工事費内訳明細書 ③変更訂正図

(5)電気設備・基本設計, 給排水衛生設備・基本設計又は空調換気設備・基本設計

業務内容	成果図書
①各種法令手続のための技術資料の作成又は技術的助力 ②通常の成果図書以外の資料の作成 ③依頼主の都合その他条件の変化等による設計変更の処理	①各種技術資料 ②変更訂正図

(6)電気設備・実施設計, 給排水衛生設備・実施設計又は空調換気設備・実施設計

業務内容	成果図書
①建築確認申請以外の各種法令手続のための技術資料の作成又は技術的助力 ②通常の成果図書以外の資料の作成 ③依頼主の都合その他条件の変化等による設計変更の処理	①各種技術資料 ②工事費内訳明細書 ③維持管理費の算出 ④変更訂正図

3 工事監理等

業務内容
①請負工事契約が複数の場合の調整業務 ②現場、工場等における特殊な作業方法、仮設方法及び工事用機械器具について検討・助言する業務 ③竣工図の作成

## 社会资本整備審議会答申（抜粋）（業務報酬基準・工事監理部分）

### 4. 建築物の安全性確保のために講すべき施策

#### （1）建築士制度の抜本的な見直し

##### ③ 建築士事務所の業務の適正化

建築設計の分業体制が常態化していることも踏まえつつ、業務の適正化を図るため、次の措置を講すべきである。

（略）

- ・ 建築主が業務を委託する際に、所要の情報を得た上で委託するか否かの判断ができるよう、管理建築士又は開設者が指名した建築士に、一定の事項について事前説明を行わせるとともに、その内容について書面で確認させること。

##### ④ 工事監理業務の適正化と実効性の確保

建築物の質の確保、向上を図る上で、設計と並んで重要な役割を果たす工事監理業務については、建築主と工事監理者となる建築士との間での業務内容を確認し、その適正化と第三者性などの実効性の確保を図るために、次の措置を講すべきである。

- ・ 工事監理業務として実施する内容を、業務の受託に際して説明し、書面で確認させること。
- ・ 工事監理業務の内容、実施方法や建築主への報告内容等の適正化、明確化を図ること。
- ・ 建築基準法上の着工届けの際に工事監理業務の契約書を添付させるなど、建築主の工事監理者の選任義務について実効性を確保するための措置を講じること。

##### ⑤ 報酬基準の見直し

建築士事務所における業務の適正化を担保するとともに、建築主にとっても委託する設計業務や工事監理業務の報酬決定に際しての目安となるよう、所要の実態調査等を行った上で、標準的な業務量について、意匠・計画、構造及び設備の分野別に示す、工事金額ではなく延べ床面積に応じて示す、設計業務のCAD化、調査業務の増大を踏まえ業務量の見直しを行う等、報酬基準を定めている現行告示1206号について、定期的に見直しを行うべきである。

第十九号様式（第四条関係）(A 4) ゆめしせハワ

## 完了検査申請書

(第一面)

工事を完了しましたので、建築基準法第7条第1項（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

建築主事

様

平成 年 月 日

申請者氏名

印

第四面に記載の事項は、事実に相違ありません。

工事監理者氏名

印

### 【検査を申請する建築物等】

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 建築物           | <input type="checkbox"/> 建築設備（昇降機）     |
| <input type="checkbox"/> 建築設備（昇降機以外）   | <input type="checkbox"/> 工作物（昇降機）      |
| <input type="checkbox"/> 工作物（法第88条第1項） | <input type="checkbox"/> 工作物（法第88条第2項） |

### ※手数料欄

※受付欄	※検査の特例欄	※検査欄	※決裁欄	※検査済証欄
平成 年 月 日				平成 年 月 日
第 号				第 号
係員印				係員印

(第二面)

建築主、設置者又は築造主等の概要

【1. 建築主、設置者又は築造主】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 代理人】

【イ. 資格】

( )建築士 ( )登録第

号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( )建築士事務所 ( )知事登録第

号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【3. 設計者】

【イ. 資格】

( )建築士 ( )登録第

号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( )建築士事務所 ( )知事登録第

号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【4. 建築設備に関し意見を聴いた者】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【5. 工事監理者】

【イ. 資格】

( )建築士 ( )登録第

号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( )建築士事務所 ( )知事登録第

号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【6. 工事施工者】

【イ. 氏名】

【ロ. 営業所名】 建設業の許可( )第

号

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【7. 備考】

(第三面)

申請する工事の概要

【1. 建築場所、設置場所又は築造場所】

【イ. 地名地番】

【ロ. 住居表示】

【2. 工事種別】

【イ. 建築基準法施行令第13条の2各号に掲げる建築物の区分】 第 号

【ロ. 工事種別】 新築 増築 改築 移転

大規模の修繕 大規模の模様替 建築設備の設置

【ハ. 建築基準法第68条の20第2項の検査の特例に係る認証番号】

【3. 確認済証番号】 第 号

【4. 確認済証交付年月日】 平成 年 月 日

【5. 確認済証交付者】

【6. 工事着手年月日】 平成 年 月 日

【7. 工事完了年月日】 平成 年 月 日

【8. 検査対象床面積】

【9. 検査経過】 (第 回)(第 回)

【イ. 特定工程】 ( ) ( ) ( )

【ロ. 中間検査合格証交付者】 ( ) ( ) ( )

【ハ. 中間検査合格証番号】 ( ) ( ) ( )

【二. 交付年月日】 (平成 年 月 日) (平成 年 月 日)

【10. 確認以降の軽微な変更の概要】

【イ. 変更された設計図書の種類】

【ロ. 変更の概要】

【11. 備考】

## (第四面)

## 工事監理の状況

	確認を行つた部位・材料の種類等	照合内容	照合を行つた設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果 (不適の場合には建築主に対して行つた報告の内容)
敷地の形状、高さ、衛生及び安全						
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む）の種類、品質、形状及び寸法						
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等						
建築物の各部分の位置、形状及び大きさ						
構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況						
居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び当該建築材料を用いる部分の面積						
天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げの材料の種別及び厚さ						
開口部に設ける建具の種類及び大きさ						
建築設備に用いる材料の種類並びにその照合した内容、構造及び施工状況（区画貫通部の処理状況を含む。）						
備 考						

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

- ① 申請者又は工事監理者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 「検査を申請する建築物等」の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第88条第1項に規定する工作物のうち同法施行令第138条第2項第1号に掲げるものにあつては、「工作物(昇降機)」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ ※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- ① 建築主、設置者又は建築主が2以上のときは、1欄は代表となる建築主、設置者又は建築主について記入し、別紙に他の建築主、設置者又は建築主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ② 建築主、設置者又は建築主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。
- ③ 2欄、3欄及び5欄は、代理者、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者、設計者又は工事監理者の住所を書いてください。
- ④ 4欄は、建築士法第20条第4項に規定する場合(工事監理に係る場合に限る。)に、同項に定める資格を有する者について記入し、所在地は、その者が勤務しているときは勤務先の所在地を、勤務していないときはその者の住所を書いてください。
- ⑤ 設計者、建築設備に關し意見を聴いた者、工事監理者又は工事施工者がそれぞれ2以上とのときは、第二面は代表となる設計者、建築設備に關し意見を聴いた者、工事監理者又は工事施工者について記入し、別紙に他の設計者、建築設備に關し意見を聴いた者、工事監理者又は工事施工者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ⑥ 建築物又は工作物の名称又は工事名が定まっているときは、7欄に記入してください。

4. 第三面関係

- ① 住居表示が定まっているときは、1欄の「ロ」に記入してください。
- ② 2欄の「イ」は、建築物が建築基準法施行令第13条の2各号に掲げる建築物に該当する場合に、当該各号の数字を記入してください。
- ③ 2欄の「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 2欄の「ハ」は、認証型式部材等製造者が製造をした当該認証に係る型式部材等を有する場合に、その認証番号を記載してください。
- ⑤ 3欄、4欄及び5欄は、計画変更の確認を受けている場合は直前の計画変更の確認について記載してください。
- ⑥ 9欄は、記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ⑦ 10欄は、軽微な設計変更が2以上あるときは、その一について記入し、別紙にその他の軽微な設計変更について、必要な事項を記入して添えてください。
- ⑧ 10欄の「ロ」は、変更の内容、変更の理由等の概要を記入してください。
- ⑨ 10欄は、特定工程に係る建築物にあつては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事に対して行う場合には、確認から直前の中間検査までに生じた軽微な設計変更の概要について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査までに生じた軽微な設計変更の概要についてこの欄に記載すべき事項を記載した書類を別に添付すれば、その部分について記入する必要はありません。
- ⑩ 検査後も引き続き建築基準法第3条第2項(同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合は、その根拠となる規定及び不適合の規定を11欄又は別紙に記載して添えてください。

5. 第四面関係

- ① 申請建築物(建築基準法第7条の5及び第68条の20第2項(建築物である認証型式部材等に係る場合に限る。)の適用を受けず、かつ、建築士法第3条から第3条の3までの規定に含まれないものを除く。以下同じ。)に関する工事監理の状況について記載してください。ただし、特定工程に係る建築物にあつては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事に対して行う場合には、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況についてこの書類に記載すべき事項を記載

した書類を別に添付すれば、その部分について記入する必要はありません。

- ② 申請建築物が複数の構造方法からなる場合には、それぞれの構造の部分ごとに記載してください。
- ③ 接合状況のうち、鋼材等の金属材料の溶接又は圧接部分に係る内部欠陥の検査、強度検査等の確認については、当該部分に係る検査を行った者の氏名及び資格並びに当該検査に係るサンプル数及びその結果を記載してください。
- ④ 材料のうち、コンクリートについては、四週圧縮強度、塩化物量、アルカリ骨材反応等の試験又は検査(以下「試験等」という。)を行った者、試験等に係るサンプル数及び試験等の結果について記載してください。
- ⑤ 「居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び当該建築材料を用いる部分の面積」は、建築基準法施行令第20条の5第1項第3号に規定する内装の仕上げに用いる建築材料の種別並びに当該建築材料を用いる内装の仕上げの部分及び当該部分の面積について記載してください。
- ⑥ 「天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げ」は、建築基準法第35条の2の規定の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑦ 「開口部」は、防火設備の設置が義務付けられている部分、建築基準法第28条第1項の規定の適用を受ける部分及び同法第35条の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑧ 「照合結果」は、「適」「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかつた場合には「不適」を記入してください。また、不適の場合には建築主に対して行った報告の内容を記載してください。
- ⑨ ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄又は別紙に記載して添えてください。
- ⑩ この書類に記載すべき事項を含む報告書を別に添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。